



御所市選挙管理委員会告示第1号

令和7年3月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

御所市選挙管理委員会
委員長 田 仲 隆 行



50分の1の数	411人
6分の1の数	3,419人
3分の1の数	6,837人

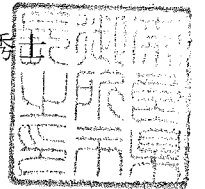


御所市公告第 18 号

市営住宅の入居者募集について、御所市営住宅条例（平成 10 年御所市条例第 1 号）第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり公示します。

令和 7 年 3 月 7 日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 供給場所 御所市大字櫛羅 350 番地の 1 市営住宅サン葛城
- 2 規格及び戸数 3 LDK 1 戸
- 3 家賃 27,700 円～54,500 円（別途駐車場料金 2,000 円）
- 4 入居者資格等 別紙「御所市営住宅 入居申込案内」のとおり
- 5 指定入居日 令和 7 年 5 月 1 日
- 6 入居申込用紙の配布・受付期間
令和 7 年 3 月 7 日（金）～19 日（水）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※土・日曜日・祝日は除きます。
- 7 入居申込窓口 御所市役所新館 2 階 住宅課
TEL 0745-62-3001（内線 563）
- 8 その他 3LDK について、単身世帯での申し込みはできません。

募集住戸に複数の申し込みがあった場合は、抽選になります。
募集の結果、応募割れとなった場合は、随時募集を行います。

御所市営住宅サン葛城 入居申込案内

(令和7年3月)

1. 募集住宅の概要
2. 申込資格
3. 申請書に添付する必要書類
4. 各種控除および控除額
5. 申込方法
6. 入居者の決定
7. 注意事項

受付期間	令和7年3月7日(金)～19日(水) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝は除く。
受付場所	住宅課 住宅係 (御所市役所新館2階) TEL 0745 - 62 - 3001 内線 562・563

1. 募集住宅の概要

号数	建年	階数	形式	面積 (㎡)	家 賃 (円)
10	H6年	2F	3LDK	74.7	①27,700 ②32,000 ③36,600 ④41,300 ⑤47,200 ⑥54,500 ※別途 駐車場料金 2,000円

※ 家賃については、入居予定者の収入分位（下表）に応じて、上記の表の①～⑥のいずれかに決定されます。

なお、入居時に必要となる敷金の額は、上記家賃の3か月分です。

収入分位	基準月収額 (円)	収入分位	基準月収額 (円)
①	0 ～ 104,000	④	139,001 ～ 158,000
②	104,001 ～ 123,000	⑤	158,001 ～ 186,000
③	123,001 ～ 139,000	⑥	186,001 ～ 214,000

※ 収入分位⑤～⑥の方は、応募に別途要件（2. 申込資格を参照）があります。

○主な設備の有無等

団地名	号数	浴室設備	トイレ	ガス
サン葛城	10	あり	水洗	プロパンガス

2. 申込資格

次の①～⑥の全ての条件を満たしていなければ、申し込みはできません。

① 夫婦または親子を主体とした家族	単身者での申込はできません。 ただし、入居指定日から3ヶ月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方は、申し込むことができます。 また、不自然な世帯の分離や合併による申し込みはできません。 ※応募は、同じ住所地に住んでおられる家族につきましては原則的に1件の申し込みしかできません。
② 御所市内に住所または勤務地を有する方	申込者本人が次のどちらかに該当する必要があります。 (1) 御所市に住民票がある。 (2) 御所市内に勤務地がある。
③ 住宅に困窮している方	持ち家の方や、市営住宅および改良住宅に入居されている方は申し込みできません。 ただし、現在お住まいの市営住宅が耐用年数(※)を経過している場合は、申し込みできます。なお、住宅使用料の滞納がある場合は、全て納付しなければ申し込みができません。 ※滞納年数…木造 30 年、簡易耐火造〔平屋 30 年・二階建 45 年〕

④ 公営住宅法の規定による収入基準額（基準月収額）が <u>158,000 円または 214,000 円以下</u> の方	収入基準額（基準月収額）（※）が <u>158,000 円以下</u>（収入分位①～④）の方。ただし、次の㊸～㊺のいずれかに該当する場合は、<u>214,000 円以下</u>（収入分位⑤～⑥）の範囲までであれば申し込みできます。 ㊸ 申込者または同居予定者に、次の(a)～(f)に該当する方が 1 人でもいる場合 (a) 障害者の方 ・身体障害者手帳（1～4 級）の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳（1～3 級） // ・療育手帳（障害程度が上記と同程度） // (b) 戦傷病者の方 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表 3 の第 1 款症である方 (c) 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者 (d) 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引揚日から 5 年を経過していない方 (e) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等 (f) 配偶者暴力（DV）防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方 ・配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ・配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方 ㊹ 申込者が 60 歳以上であり、かつ、同居予定者全員が 60 歳以上または 18 歳未満の方である場合 ㊺ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ※ 収入基準額（基準月収額）とは、世帯全員の所得合計（給与所得は給与所得控除後の金額）から各種控除を差し引き、12 か月で割った金額です。各種控除については、「5. 各種控除および控除額」を参照して下さい。
⑤ 家賃・市税・公共料金の滞納がない方	住宅使用料・市税・公共料金（水道料金・保育料等）の滞納がないこと。滞納分を納付した後であれば申し込み可能です。

⑥ 暴力団員でない方	申込者または同居予定者が暴力団員でないこと。
------------	------------------------

3. 申請書に添付する必要書類

① 調査同意書 ＜必須＞	入居しようとする家族全員の住民登録状況、所得状況ならびに市税および公共料金（水道料金・保育料等）の滞納について調査するための同意書です。 入居しようとする方について記名・押印してください。（幼児、小中学生は必要ありません。） ※ この調査により所得状況が把握できる方は③の「所得に関する証明書」を、御所市に住民登録がある方は④の「住民票謄本」を省略することができます。
② 現住所付近の略図 ＜必須＞	現住所付近の簡単な略図を記入して下さい。 申込時においてそれぞれ別の場所に居住している場合（婚姻予定者が申し込む場合、別居している親族が同居を前提に申し込む場合等）は、それぞれの略図が必要です。
③ 所得に関する証明書 ※ 令和6年1月1日に御所市に住民登録があり、御所市で所得状況を確認できる方は、添付を省略できます。	入居しようとする家族全員（義務教育を終了した方）および婚姻予定者について、次の㊲～㊴の書類のいずれかが必要です。 ㊲ 課税証明書（令和6年度） ㊳ 非課税証明書または扶養証明書（令和6年度） ただし、健康保険（社会保険）の被扶養者は、保険証の写しで代用できます。 ㊴ 生活保護受給証明書 ※ 令和5年中に比べて所得状況が大きく変動した場合は、上記以外に、当該変動があったことを証する書類（退職証明書等）が必要となる場合があります。 ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書

④ 納税証明書 ※ 令和6年1月1日に御所市に住民票があり、御所市で納税状況を確認できる方は、添付を省略できます。	納税証明書（令和6年度） 市税に滞納があると全額納付していただく必要があります。 <u>分納は認められません。</u> ※令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村のもの。 ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書
⑤ 住民票謄本 ※ 御所市に住民登録がある方は、添付を省略できます。	家族全員、続柄が記載されたもの。 婚姻予定者など別居している場合は、それぞれの住民票が必要です。 ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書
⑥ 婚姻予定証明書等 ※該当者のみ	<u>入居指定日から3か月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方</u> については、結婚式場の予約証明書または婚姻予定証明書が必要となります。
⑦ 同居確約書 ※該当者のみ	<u>別居中の親族が同居を前提に申し込む場合は</u> 、それぞれの同居確約書が必要となります。
⑧ 戸籍謄本 ※該当者のみ	<u>母子、父子で申し込む場合は</u> 、配偶者がいないことを確認するために必要となる場合があります。 また、 <u>別居中の親族が同居を前提に申し込む場合も</u> 、親族関係を確認するために必要となる場合があります。 ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書
⑨ 各種控除に関する証明書 ※該当者のみ	<u>同居家族内に特別控除対象者がいる場合</u> 、特別控除対象者であることを証明する書類が必要となる場合があります。 （例）身体障害者手帳の写し 等
⑩ 委任状 ※該当者のみ	申請者が一身上の都合により来庁して手続きができない場合は委任状の提出により代理人が申請手続きできます。
⑪ その他必要な書類 ※該当者のみ	必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※提出された書類については、返却できませんのでご了承下さい。

4. 各種控除および控除額

控 除 種 別		控 除 対 象 者	控 除 額
一 般	同居親族 等控除	申込本人を除く、同居（または同居しようとする）同一生計配偶者、親族および遠隔地扶養親族	1 人につき 380,000 円
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方	1 人につき
特 別 （該当する場合は、 親族控除に加えて控除されます）	老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者のうち年齢 70 歳以上の方	100,000 円
	特定扶養 親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方	1 人につき 250,000 円
	障害者控除	申込本人および扶養親族のうち ①精神衛生鑑定医等から中・軽度の知的障害者と判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けていて 3～6 級の方 ③戦傷病者手帳の交付を受けていて第四～第五項症の方 ④年齢 65 歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて 2・3 級の方	1 人につき 270,000 円
	特別障害者 控 除	申込本人および扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある方 ②精神衛生鑑定医等から重度の知的障害者と判定された方 ③身体障害者手帳の交付を受けていて 1・2 級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けていて特別項症～第三項症の方 ⑤原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑥年齢 65 歳以上で障害の程度が①～③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ⑦精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて 1 級の方	1 人につき 400,000 円
	寡婦控除	申込本人または同居親族のうち ●夫と死別してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で 500 万円以下の所得の方 ●夫と死別し若しくは離婚してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で扶養親族のある方（未婚の母子を含む。）	1 人につき 270,000 円 (その者の所得金額が 27 万円未満である場合は、当該所得額)
	ひとり親控除	申込本人または同居親族のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、現に生計を一にする子（総所得金額が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者または扶養親族でない人）を有し 500 万円以下の所得の方	1 人につき 350,000 円 (その者の所得金額が 35 万円未満である場合は、当該所得額)

5. 申込方法

- 『市営住宅入居許可申請書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて、本人または申し込み事情を詳しく説明できる方が持参して申し込んで下さい。郵送による申し込みは、受け付けできません。

6. 入居者の決定

申込者のうち、申込資格を有する者により公開抽選を行い、当選された方（入居予定者）については、調査を行ったうえで入居決定者とみなし、入居手続きを行います。補欠順位も同時に抽選します。

抽選日時	令和7年4月8日（火）（予定） ※時間未定
抽選場所	御所市役所 新館3階 会議室B（予定）

※上記の日時を予定しておりますが、申込状況等に応じて決定しますので、後日文書等で通知します。

7. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類が事実と相違していた場合は、入居許可できません。
- (2) 申請書に記載する保証人、入居決定後に提出する『請書』へ記載する連帯保証人は、原則として市内に住所がある方で、公営住宅（県営・市営・改良）に入居しておらず、独立の生計を営み、申込者より収入が多いこと。
- (3) 家賃のほか、駐車場使用料として月2,000円の負担が必要です。
- (4) 家賃と駐車場使用料の納付は、自動支払い（口座振替）をお願いします。
- (5) 入居に際しての敷金は、家賃の3か月分になります。
- (6) 入居者には、家賃決定のため、毎年収入の申告をして頂きます。
また、入居後に基準を超える収入を継続して得ることにより、高額所得者と認定を受けた場合、明渡請求することがあります。
- (7) 入居されますと、家賃と駐車場使用料以外に共益費（共同施設の管理費）や自治会費を入居者に負担して頂くことになっていきますので、入居後に団地の管理人や自治会に確認して下さい。
- (8) 市営住宅では、犬・猫等の動物は飼えません。現在飼っている方は、入居前に他人に譲るなどして下さい。
- (9) 電気・水道・ガス等の手続きは、入居後に各自で行って下さい。
- (10) 入居に際し、市に対する改修要望は一切お受けできません。

市営住宅入居許可申請書									
希望住宅名・番号		御所市営住宅			団地		第 号		
現住所					電話番号				
(フリガナ) 氏名					生年月日		年 月 日		
勤務先の所在地及び名称		電話番号：							
入居する家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	過去1年間の平均月収	備考 (個人番号)			
	本人								
家族人員数		人		被扶養者数		人		※月収合計 円	
住宅居住の状況 (該当番号に○を付してください。)		1 住宅以外の建物 2 他の世帯と同居 3 借間 4 借家 5 その他 ()							
		居室等の規模		計 m ²		計 室		計 畳	
住宅に困窮している理由 (該当番号に○を付してください。)		1 狭あい 2 立退請求 3 結婚等による別居 4 家賃が高額 5 保安上危険 6 衛生上有害 7 通勤に遠隔 8 その他							
		(入居を希望する理由を詳細に記入してください。)							
公営住宅 入居申込 の回数	県営	回	入居許可を受けた際の 連帯保証人 予定者	住所			職業		
	市営	回		氏名			平均月収		
御所市営住宅条例第8条の規定により、上記のとおり申請します。 また、市長がこの申請に関し必要な調査を行うことに同意します。 なお、入居しようとする者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないことを確約します。暴力団員であることが判明した場合は、この申請を却下され、又は入居許可を取り消されても異議を申しません。 令和 年 月 日 御所市長 山田 秀士 様 (申請者) 印									
備考	1 居住及び収入を証する書類を添付してください。ただし、個人番号を記載した場合は、当該書類の添付を省略できます。(申請書及び添付資料は、返却しません。) 2 ※印の欄は、記入しないでください。				※ 受 付		※ 審 査		
					月 日		月 日		
					第 号		判定：		

印

調査同意書

このたび、市営住宅の入居申込みをするにあたり、入居資格の確認のため、私および私の世帯に係る次の事項を御所市が調査することについて同意します。

- (1) 所得状況及び市民税課税状況
- (2) 住民登録状況及び戸籍等の状況
- (3) 市税、水道料金、保育料、小中学校の給食費等の滞納状況

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

(同居者) 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

現住所付近の略図

付近の主要建物や目印となるもの（交差点、駅など）から自宅までの距離、方角等も記入して下さい。

住 所	
氏 名	

N 4	
--------------------	--

婚姻予定証明書

私たちは、令和 年 月 日に婚姻を予定しています。なお、市営住宅への入居が決定した場合において、入居後3ヶ月以内に婚姻しないときは、速やかに市営住宅から退去いたします。

【婚姻予定者】 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

【婚姻予定者】 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

上記のとおり婚姻の予定があることを証明します。

令和 年 月 日

【婚姻予定を証明できる方】（媒酌人、親族等）

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____
婚姻予定者との関係 _____

同居確約書

私は、このたび申し込んだ住宅の入居が決定したときには、現在別居している
(申請者)_____ と同居することを確約します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(同居予定者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

同居確約書

私は、このたび申し込んだ住宅の入居が決定したときには、現在別居している
(申請者)_____ と同居することを確約します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(同居予定者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【記入例】

市営住宅入居許可申請書									
希望住宅名・番号		御所市営住宅		〇〇 団地		第 ×× 号		入居を希望する住宅名・番号を記入。	
現住所		御所市〇〇11番地の22				電話番号		××-××××	
(フリガナ) 氏名		ゴセ ハルオ 御所 春男				生年月日		昭和35年 5月 5日	
勤務先の所在地及び		△△市△△9番地の8 有限会社〇〇〇				申込時の現住所を記入。(入居を申し込む住宅の所在地ではありません。)			
申込者について記入。		電話番号: ×××-×××××							
入居する家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	過去1年間の平均月収	備考(個人番号)			
	本人	御所 春男	S 35.5.5	会社員	18万円				
	妻	御所 夏美	S 40.7.7		なし				
	子	御所 秋人	H 10.10.10	アルバイト	5万円				
住宅に入居する予定の世帯構成員全員について記入。(入居時に世帯構成を変更することはできません。)									
家族人員数		人		被扶養者数		人		※月収合計 円	
住宅居住の状況 (該当番号に○を付してください。)		1 住宅以外の建物 2 他の世帯と同居 3 借間 ④ 借家 5 その他 ()							
		居室等の規模		計 55 m ²	計 室	計 畳			
住宅に困窮している理由 (該当番号に○を付してください。)		1 狭あい 2 立退請求 3 結婚等による別居 ④ 家賃が高額 5 保安上危険 6 衛生上有害 7 通勤に遠隔 8 その他							
		(入居を希望する理由を詳細に記入してください。) 転職により収入が減少したため、家賃負担を減らしたい。							
公営住宅入居申込の回数	県営	2 回	入居許可を受けた際の連帯保証人予定者	住所	御所市〇〇45番地の6	職業	事務員		
	市営	回		氏名	御所 冬子	平均月収	20万円		
御所市営住宅条例第8条の規定により、上記のとおり申請します。 また、市長がこの申請に関し必要な調査を行うことに同意します。 なお、入居しようとする者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないことを確約します。暴力団員 この申請を却下され、又は入居許可を取り消されても異議を申しません。									
令和 ×年 ×月 ×日 御所市長 山田 秀士 様				申込者が記名、押印してください。		申込時点における連帯保証人の予定者を記入。(入居時に変更があってもかまいません。)			
				(申請者)		御所 春男 (御印)			
備考	1 居住及び収入を証する書類を添付してください。ただし、個人番号を記載した場合は、当該書類の添付を省略できます。(申請書及び添付資料は、返却しません。)					※ 受 付		※ 審 査	
	2 ※印の欄は、記入しないでください。					月 日		月 日	
						第 号		判定:	

委 任 状

このたび私が申請します、市営住宅入居者募集に関わる手続きについて、下記の者を私の代理人とし、申請手続きに関する全権を委任します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

【代 理 人】

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

【住宅入居者募集申請者】

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

※注意事項※

○代理人は来庁時(申請)に本人確認書類を持参して下さい。

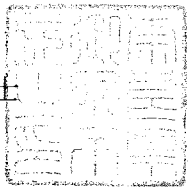


御所市告示第25号

御所市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月7日

御所市長 山田 秀士



御所市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

御所市移住支援金交付要綱（令和2年御所市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第5号の要件」を「第6号までの要件のいずれか」に、「第6号」を「第7号」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 関係人口に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 地域とのかかわりに関する要件 次のいずれかに該当すること。

（ア） 移住の日前5年以内にふるさとごせ応援寄附金の寄附実績があること。

（イ） 本市に居住した経験があること。

イ 地域の担い手確保に関する要件 次のいずれかに該当すること。

（ア） 本市の認定農業者であること。

（イ） 本市において新規認定就農者の資格を有すること。

（ウ） 本市で事業所又は法人を経営していること。

（エ） 勤務地が市内に所在すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分		証明書類
支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者		就業証明書（様式第3号）
支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者		起業支援金の交付決定通知書の写し
移住する直前において、連続1年以上、かつ、移住する直前の10年間のうち通算5年以上、雇用保険の被保険者として東京23区内に通勤していた者		それぞれの在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
移住する直前において、連続1年以上、かつ、移住する直前の10年間のうち通算5年以上、個人事業主として東京23区内に通勤していた者		それぞれの在勤地、在勤期間を確認できる書類
支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者	移住の日前5年以内にふるさとごせ応援寄附金の寄附実績	寄附金領収済証明書等の寄附の事実が確認できる書類

とする者	がある者	
	本市に居住した経験がある者	住民票の除票、戸籍謄本等の本市に居住した事実が確認できる書類
	本市の認定農業者である者又は本市において新規認定就農者の資格を有する者	認定証の写し
	本市で事業所又は法人を営んでいる者	法人の登記簿謄本、開業届の控え、確定申告書の控え等の事業の状況が確認できる書類
	勤務地が市内に所在する者	就業証明書（様式第3号）

様式第1号中 「

起業

」 を 「

起業	関係人口

」 に改める。

様式第3号の1中 「
3. テレワークによる就業
を
3. テレワークによる就業
4. 関係人口による就業
」 に改める。

附 則
（施行期日）

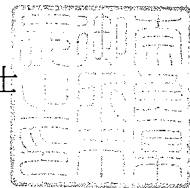
- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この告示による改正後の御所市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市内へ移住した者について適用し、同日前に市内へ移住した者については、なお従前の例による。

御所市告示第26号

御所市住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月7日

御所市長 山 田 秀 士



御所市住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市住宅取得補助金交付要綱(平成28年御所市告示第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第5号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

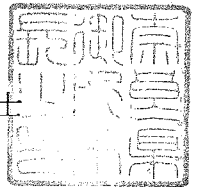


御所市告示第 27 号

御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する
告示

御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 26 年御所市告示
第 120 号)の一部を次のように改正する。

別表情報意思疎通支援用具の部中

「

視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	学 齢 児 以 上 の 視 覚 障 害 者 (児) であって、本装置によ り 文 字 等 を 読 む こ と が 可 能 になる者	画 像 入 力 装 置 を 読 み た い も の (印 刷 物 等) の 上 に 置 く こ と で、簡 単 に 拡 大 さ れ た 画 像 (文 字 等) を モ ニ タ ー に 映 し 出 せ る も の
-----------------------------	--	---

」を

「

視 覚 障 害 者 用 読 書 器	学 齢 児 以 上 の 視 覚 障 害 者 (児) であって、本装置によ り 文 字 等 を 読 む 又 は 聞 く こ と が 可 能 になる者	画 像 入 力 装 置 を 読 み た い も の (印 刷 物 等) の 上 に 置 く こ と で、簡 単 に 拡 大 さ れ た 画 像 (文 字 等) を モ ニ タ ー に 映 し 出 せ る も の 又 は 撮 像 し た 活 字 を 文 字 と し て 認 識 し、音 声 信 号 に 変 換 し て 出 力 す る 機 能 を 有 す る も の
-------------------------	--	---

」に

改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

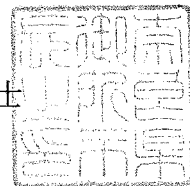


御所市告示第28号

御所市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月12日

御所市長 山田 秀士



御所市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市産後ケア事業実施要綱(令和3年御所市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「利用者負担額」の次に「(以下「利用者負担額」という。)」を加え、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、課税世帯及び非課税世帯の世帯区分について、利用者負担額から2,500円を減額することができる。
- 3 前項の規定による減額は、利用者1人当たり5回までとする。
- 4 利用者負担額は、事業者に対し直接支払うものとする。

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第11条第1項中「御所市産後ケア事業実績報告書(様式第9号)」を「、次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 御所市産後ケア事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 利用者負担額を減額したことが分かる書類
- (3) ケアプラン(第10条に該当する場合のみ)

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。
(支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算)

第10条 事業者は、産後うつリスクの高い産婦その他支援の必要性の高い利用者を受け入れる場合は、事前に母子の状態や支援の必要性についてのアセスメントを行い、ケアプランを作成の上、市長の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により承認を得られたケアプランに基づき利用者を受け入れた場合は、当該利用者1人当たり日額7,000円を加算して、市長に請求することができる。

様式第5号中「第10条」を「第11条」に改め、様式第6号及び様式第7号中「第11条」を「第12条」に改める。

様式第8号中「第11条」を「第12条」に、

「所在地」を「所在地」に改める。
助産師名 印 を 施設名 助産師名 印

様式第9号中「第11条」を「第12条」に、

「

サービス内容

」を

「

サービス内容	減額の利用
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	
☐ ショートステイ ☐ デイケア(時間) ☐ アウトリーチ	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の産後ケア事業の利用について適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

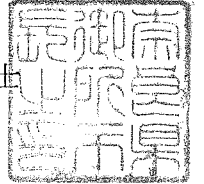


御所市告示第 29 号

御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示
御所市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 16 年御所市告示第 98 号）の
一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号中「（一般教育訓練）」及び「雇用保険法による一般」を削り、
同条第 2 項中「専門実践教育訓練給付金」の前に「特定一般教育訓練給付金又は」を
加える。

第 9 条第 2 項中「就職等した日から」の次に「起算して」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。



監査委員公表第 2 号

令和 6 年度定期監査（第 3 次）の結果に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により提出した定期監査の結果に関する報告に基づき、下記の機関から同法同条第 14 項の規定による改善措置の状況に関する通知があったので、別紙のとおり公表する。

1 通知のあった機関

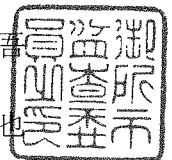
(1) 市長

健康推進課、こども家庭センター、子育て推進課、老人福祉センター、
高齢対策課、福祉課、葛城保育所

令和 7 年 3 月 17 日

御所市監査委員 和田 正 吾

御所市監査委員 生 川 真 也



令和6年度定期監査結果報告書（第3次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和6年度定期監査（第3次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項措置状況報告書

健康推進課

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① ワクチン接種運営委託業務において、契約変更をされているが変更の理由が添付されていない事例が見受けられた。変更仕様書等は添付されているが、変更の理由がない。 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種費 ワクチン接種運営委託料 近畿ツーリスト株式会社
原 因
コロナワクチンの接種事業は急を要するものでありながら、契約事務を始めとする事務量が膨大であったことなどから、必要書類の不足など、適切な事務処理からの逸脱に繋がったものと思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
いかなる状況下においても事務処理は適切に行われるよう意識を改め、事務処理の改善を行っていく。契約事務において変更をかけるケースは稀でなく、改めて必要事項及び必要書類を見直し、適正な事務処理を行っていく。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ② 完了届・納品書・検収書が終了しているのに変更契約を交わされている事例が見受けられた。業務委託契約書の委託期間は令和5年4月3日から令和6年3月31日までだが、完了届が提出された時点で委託業務は完了しているので、変更契約ではなく新たに契約を締結する必要があると思われる。また、変更契約をしたのであれば変更契約書を交わされたい。 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 システム改修委託料 完了届 令和5年6月30日 納品書 令和5年6月30日 委託業務等検収書 令和5年6月30日 変更契約の見積書 令和5年7月3日 支出負担行為決議書(更正分)令和5年7月3日起票
原 因
コロナワクチンの接種事業は急を要するものでありながら、契約事務を始めとする膨大な事務処理に追われる中で、冷静かつ正確な判断力に欠け、関係書類との整合性が取れなかったことによるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
いかなる状況下においても事務処理は適切に行われるよう意識を改め、事務処理の改善を行っていく。契約事務においては委託業者に求める書類や整えるべき書類が多岐に渡るため、事務を進める中で都度入念に確認を行っていく。本件では、新規契約と変更契約の判断も曖昧であるため、今後契約事務を進める際にはあらかじめ方向性をしっかりと定めたうえで着手していく。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ③ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場駐車場業務委託において、年度末に金額が確定し金額更正決議書は作成されているが、変更契約書が交わされていない事例が見受けられた。単価契約ではないので、支払終了後、契約金額に変更が生じた場合は変更契約を交わさなければならない。 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 ワクチン接種運営委託料 駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 駐車場管理委託料 秋開始接種会場駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター
原 因
本件は業務内容に変更点がなく、委託業務自体滞りなく完了したことから、契約金額の変更に対する事務が漏れ落ちてしまっている。いずれにしても事務処理上の失念によるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
変更契約については今回の定期監査で度々ご指摘を受けているため、改めて変更契約事務の見直しと、今後の事務処理において入念な確認を行っていく。また、これらの指摘事項の内容は「委託業者からの提出書類の不備」といったものではなく、本市からの働きかけや認識の欠如によるものであるため、認識を改めながら厳正に処理を進めるよう改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ④ 収入印紙について、以下の事例が見受けられた。 A 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託変更契約書において、収入印紙の金額が誤っていると思われる事例が見受けられた。 ○変更契約書には「60,007,996円（うち消費税5,386,963円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税額を抜いた金額は54,621,033円となり収入印紙の額は6万円となると思われる。 ○変更契約書（第2回目）には、「40,327,393円（うち消費税3,615,899円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税を抜いた金額は36,711,494円を加えるとの記載があるので収入印紙の額は2万円となると思われる。
原 因
事務処理における認識不足及び確認不足によるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
今回の定期監査において、印紙税額の誤りについては他にもご指摘を受けており、印紙税額に対する認識を改めている。委託業者から貼付された印紙税額を真に受けるのではなく、税額について正確に判断するよう改善を行う。また、本件のような高額な契約は当課においてはイレギュラーなものであるため、そういった際の印紙税額についての確認はより慎重を期すべきであると考えている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 現金の取扱いについて ① 釣銭確認時に出納室より支給されている金額より多い釣銭が確認された。釣銭不足を避けるために私金を釣銭に充てているものと思われる。公金と私金が混在しているので、公金の取扱いに対する意識を改めていただきたい。 ・ 出納室より 70,000円 ・ 確認時 130,000円 →私のお金が60,000円入っていることを確認
原 因
当課では複数の事業で料金の徴収事務が行われるため、釣銭の保管も事業毎に分類していた。年度の途中からは予防接種の申込みが開始したことで釣銭の動きが多くなったが、釣銭の保管場所も事業毎に異なっており、手元の釣銭だけでは心許なかったため、予備として私金を備える形をとっていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
公金の取扱いに対する意識を改め、公金との混在を解消すべく私金は速やかに戻している。また、これまで事業毎に分けていた釣銭を一括で事務所管理とすることで手元に十分な釣銭を確保できたため、出納室からの70,000円で十分な運用を行っている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 現金の取扱いについて ② 釣銭内で公金と私金とが混在していることから、追加書類として釣銭用等資金保管簿の提出を求めたが、記載されていないことが判明した。御所市釣銭用資金取扱規程第4条第2項に「毎日、翌日に繰越しする資金につき、その現在高を金種ごとに記載しなければならない」とある。規程に基づき事務処理をされたい。
原 因
釣銭の保管は事務所の他、休日応急診療室の金庫においても行っていた。休日応急診療日は日曜日・祝日及び年末年始であり、予防接種の申込期間を除いては平日に釣銭の動きが生じることは稀であった。規定等の認識不足から、釣銭用等資金保管簿の記入は釣銭の動きがあった休日応急診療明けのみ行うことが常態化していた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
御所市釣銭用資金取扱規程の確認を行い、公金の取扱いの認識を改めている。監査でご指摘いただいた直後から規定にあるとおりに毎日釣銭の金種確認を行い、保管簿の記載を続けている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 現金の取扱いについて ③ 釣銭の保管について、休日診療分釣銭として50,000円分は休日診療の部屋内のダイヤル式金庫に平日は入れっぱなしの状態であることが判明した。残りの釣銭80,000円（うち公金20,000円）もビニール袋でロッカーの引き出しで保管していることが判明した。休日診療の釣銭は日曜日・祝日のみの使用であるため、平日は事務室で管理されたい。また、残りの釣銭は時間外には鍵をかけるロッカーではあるが、盗難紛失防止のため公金の管理方法を改めていただきたい。
原 因
当課では複数の事業で料金の徴収事務が行われるため、釣銭の保管も事業毎に分類していた。休日応急診療で必要とされる釣銭を、事務所ではなく休日応急診療室で保管していた理由としては、診療日である日曜・祝日前に事務所から休日応急診療室へ釣銭を移すことへの失念を懸念してのものである。また、残りの釣銭の保管についても公金取扱いに対する認識の甘さゆえ、鍵付きのロッカーにさえ保管していれば問題ないであろうとの考えによるものである。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
公金取扱いの認識を改め、これまで事業毎に分類して保管していた釣銭を、休日応急診療日を除いては常に事務所で一括管理するよう改善している。また、釣銭を鍵付きの金庫に入れた上、更に鍵付きのキャビネット内で保管している。それに加え、金庫の鍵とキャビネットの鍵もそれぞれ別の場所に分けて保管しており、公金の厳重な管理へと改善済みである。

こども家庭センター

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 1週間以内の間に同じ物品が分割して支出されているように思われる事例が見受けられた。金額を合わせると5万円以上になるので入札もしくは見積合わせするのが望ましいと思われる。 ・納品書綴
原 因
分割している認識はなかったが、誤解を招く事象となっていたため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
令和6年度より適切に対応します。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 会計年度任用職員の新規雇用の際に必要な宣誓書が見当たらない事例が見受けられた。 ・家庭相談員雇用賃金関係①
原 因
宣誓書の必要性が徹底していなかったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
令和6年度より適切に対応します。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。	
A 修繕工事において、分割発注をされているように思われる事例が見受けられた。同じ保育所で同じ業者、同じ修繕内容であることから経費削減、事務軽減、の観点から一括発注されたい。	
・葛城保育所 FV用ピストンバルブ取替	令和5年7月10日 40,480円 令和5年7月21日 40,480円
・幸町保育所 上敷取替	令和5年12月11日 32,670円 令和5年12月4日 41,580円 令和5年11月30日 32,230円
・小林保育所 屋根応急修理	令和5年12月20日 49,500円 令和5年1月25日 49,500円
原 因	
葛城保育所・幸町保育所については、当初安価であることが確実と考え、業者を指定して発注したところ、業者による現場確認において別箇所の不具合発見や、保育現場からの追加要望があったことにより、既に発注したこともあり分割により対応を行ってしまったものです。	
小林保育所については、屋根のシートが劣化と強風で破損し、業者による応急処置を施したが、処置後すぐに別箇所が破損したもので、分割発注ではありません。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
修繕について安易に発注せず、現場の調査を慎重に実施したうえ、同業種で可能な修繕を一括で入札または見積もり合わせを行います。	

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 支出負担行為について	
① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。	
B 御所幼稚園の雨漏り等の修理工事において分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ業者の修理工事であることから経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。	
・明り取り亀裂部分修繕工事	積算 165,000円 請負金額 133,100円
・平屋屋根雨漏り修繕工事	積算 583,660円 請負金額 441,100円
・エキスパントジョイント部 雨水排水工事	積算 275,000円 請負金額 220,000円
・屋上ベランダ雨漏り修繕工事	積算 795,300円 請負金額 680,900円
原 因	
雨漏りの原因を見極めながらの発注となったため。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
以後、契約の仕方を工夫（工事内容をわけ、雨漏りの原因の高い箇所より順に工事し、雨漏りが収まったら工事も修了する旨を契約内容に盛り込む等）することで、分割発注とならないようにいたします。	

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。 C 保育所等における性被害防止対策の備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。保育所費及び幼児園費で科目は違えども同じ業者で同じ備品を購入されているので、経費削減、事務軽減の観点から一括発注し支払をそれぞれの科目でされたい。 ・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費 ブラインドパーテーションの購入
原 因
事務担当者の認識不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、一括発注いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 支出負担行為について ① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。 D 子育て広場で使用する備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同業者で5万円未満で短期間に購入されているように思われるので経費削減、事務軽減の観点から一括発注されたい。 ・支出伝票 R6.3.8 49,800円、R6.3.11 49,800円、R6.3.13 47,500円、R6.3.15 46,000円 R6.3.29 19,980円
原 因
令和5年度中に子育て広場の必要物品を揃える必要がある中で、必要と判断したものを随時発注したため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、なるべく取りまとめの上一括発注いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ① 5万円以上の修繕について請書等の契約事務が行われずに支出している事例が見受けられた。 ・修繕費 御所幼児園 食洗器専用給湯器修理 53,350円
原 因
修理してみないと金額が確定しない修理であったため、錯誤により契約事務を行わず修理依頼を行ってしまった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、契約事務を行い、必要により変更契約を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ② 保育士人材派遣委託業務において次の事例が見受けられた。 ・ 契約書及び契約締結報告なし（契約期間令和5年4月1日～） ・ 発注要求書決裁未了（契約期間令和6年1月1日～） ・ 就業条件での就業場所→幸町保育所 契約書→石光保育所（契約期間令和6年1月9日～）
原 因
事務担当者の失念及び確認不足のため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、同様のことなきよう、注意いたします。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ③ 業務委託契約書の委託者に市長名が記載されていない事例が見受けられた。地方自治法第234条第5項に「契約の相手側とともに、契約書に記名押印し」とあるので、市長名を記載されたい。 ・ 保育所・幼児園施設等管理業務（建物清掃） 業務委託契約書 2通
原 因
事務担当者の失念による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、改善済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について ④ 修繕工事において下記のような事例が見受けられた。 ○当初契約より金額が変更になっているにもかかわらず変更契約が交わされていない。 ○検収報告書の金額が納品書及び請求金額と相違している。 ○負担行為決議書（更正分）の根拠（変更契約）がない。 ・ 葛城保育所 通園バス置き去り防止システム取付 ・ 石光保育所 トイレ改修工事 ・ 幸町保育所 浄化槽マンホール蓋取替及びコンクリート枠補修工事
原 因
事務担当者の認識不足・確認不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
変更契約等の必要性について、課内で認識を共有するとともに、複数で金額確認等を行う。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 委託及び契約事務について
⑤ 御所幼稚園 プールコーキング打ち修繕工事において下記の事例が見受けられた。
・ 請書締結報告が着手日の後になっている。
契約期間 令和5年4月26日から令和5年7月3日
請書提出日 令和5年4月25日
着手日 令和5年4月26日
請書提出報告起案日 令和5年6月29日
・ 追加補修があった場合は変更契約を交わすこと。
負担行為決議書に「追加補修の必要があったため」と記載あり
負担行為決議書（更正）及び変更契約を交わす事務処理をすること
原 因
事務担当者の認識不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
追加補修の必要な場合は変更契約によるよう、課内の認識を共有する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ① 砂消しゴムによって修正されている事例が見受けられた。 ・ 子ども・子育て支援交付金関係No. 2 ・ 修繕工事 株式会社吉田電気 見積書 - 株式会社吉田電気 工事（事業）引渡書 ・ 臨時職員関係書類（保育係） 令和6年3月1日起案文書
原 因
事務担当者の認識不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
訂正は修理業者や本人の訂正印によるよう、課内認識を共有する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ② 臨時職員受験申込書において、日付及び裏面が記載されていない事例が見受けられた。受験申込書の裏面には記載事項に相違ありません。と自署で署名をするようになっているが、署名もない。 ・ 臨時職員関係（保育係） 裏面及び署名なし 2件
原 因
事務担当者の確認不足による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後、漏れのないよう、確認を行います。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ③ 補助金交付決定通知書（控）の指令番号と令達番号簿の指令番号が相違している事例が見受けられた。 ・ 地域活動事業費補助金 交付決定通知書(控) 番号第4号 令達番号簿 指令番号第3号
原 因
事務担当者の錯誤による。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
確認のうえ、修正済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 書類関係について ④ 届出書に添付されている事実を証する書類が届出書提出の日よりおよそ2か月後のものとなっている事例が見受けられた。事実を証する書類を添えてとあるので日付が不整合であると思われる。 ・ 一部支給停止適用除外
原 因
当初、別資料の添付により申請を受付けようとしたが、資料の徴取が不可であったため他資料（診断書）の提出を求め保留していたところ、事務処理時に日付の更新（訂正）を失念したと考えられる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
当該事例の場合には当初の申請書は受領することなく取り下げさせ、改めて適正な添付書類とともに申請書の提出をおこなうことを指示するよう改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(6) 補助金・助成金交付関係について ① チャイルドシートの補助金を受けられるのは購入から1年以内と定められているが、1年以上たって申請され補助を受けている事例が見受けられた。 ・ チャイルドシート等補助金関係
原 因
資料の「発売日」は製品の発売日であって申請者の購入日ではない。購入日の確認については申請時面で確認したようであるが資料の徴取を失念したと思われる。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検 討 中 ・ 未措置方針
当該事例について改めて申請者に挙証資料の保存があるか確認したが、不存在であった。今後は申請受付時の対応者による確認及び支出負担行為時の事務担当者の確認など、複数名により資料内容の確認について徹底を図るよう事務改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 長期継続契約の契約書に御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に規定する条件付解除条項が記載されていない事例が見受けられた。 ・ ウォーターサーバー・リース料
原 因
失念した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
R7. 2. 14に確認し、要綱を文書に付けた。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ② 契約書に書かれている期間が、伺い・締結報告されている5年間とは異なり、3年間となっている事例が見受けられた。なお、契約書には鉛筆で「3年間じゃなく5年間の誤り！」との記載がされていた。 ・ ウォーターサーバー・リース料
原 因
契約書の期間の変更を記載した旨の書類の綴り忘れ
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
R7. 2. 14に書類を確認し、所定のフォルダに綴った。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ③ 契約日を砂消しゴムで修正している事例が見受けられた。契約期間令和8年3月31日までの8を修正している。 ・ 電気保安業務委託
原 因
契約先の書類が間違っていた。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後改善する。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 5万円以上の物品を購入しているが、物品購入請書が交わされていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条第1項第2号「契約金額が5万円以上30万円未満の場合、物品供給請書又は業務委託請書の徴取」に基づき物品供給請書を交わされたい。 ・ 認知症イベント関係綴 RUN伴+御所2023に係るシャツの購入 支払金額68,288円
原 因
担当者の失念によるもの。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ① 納品書の日付が令和6年3月31日に対し検収日が令和6年4月1日になっている事例が見受けられた。検収後に支払をするので、検収日は年度内となる。 ・ 地域包括支援センター事務管理システムリース料 納品書 2枚
原 因
記入間違い。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
以後の事務については、改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ② 決定通知書では、対象者名が〇〇となっているが、令達番号簿では対象者名が△△となっており、決定通知書と令達番号簿で氏名が相違している事例が見受けられた。47号と49号が同じ氏名となっているので、書き損ないかと思われる。 ・ 特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴
原 因
担当者の入力ミス。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
加筆修正済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ③ 決定通知書に番号及び日付が書かれておらず、また令達番号簿にも対象者の氏名が記載されていない事例が見受けられた。なお、支出命令書が作成されており、対象者に助成金は支払済みである。 ・ 特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴 2件
原 因
担当者の入力漏れ。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 補助金・助成金交付関係について ① 補助金の実績報告書が4月2日に提出されている事例が見受けられた。令和5年度の支出とするのならば、実績報告は令和6年3月31日までに提出されなければならない。 ・ 友愛活動チーム推進事業関係
原 因
担当者の確認漏れ。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
同様の業務事例については、すでに改善措置済み。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 委託及び契約事務について ① 契約書の契約開始日が契約日よりも前である事例が見受けられた。 ・ 認定調査委託契約書及び契約内容綴
原 因
提出された業務委託請書の契約日の確認を怠ったため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
業者と契約書を交わす際には、担当者のほかに別の職員が契約及び契約期間の確認を行う運用とする。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 書類関係について ① 納付誓約書において日付及び文書番号が記載されていない事例が見受けられた。未完成の納付誓約書は誓約書としての効力がないように思われる。 ・ 法 6 3 条・ 7 8 条関係 6 3 条 納付誓約書 1 件
原 因
法 6 3 条及び法 7 8 条の返還金については、一括返還できない場合に対象者から履行延期申請書や返済計画、返済誓約書の提出を求めるが、担当者が作成した納付誓約書に記載誤りがあり、提出を受けた際に日付及び文書番号の記載漏れがあった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
履行延期申請書や返済計画、返済誓約書の提出を求める際は、担当者の他に別の職員が立ち合い、書類の記載確認と日付及び文書番号の記載を行うことで記載漏れを防止する運用とする。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(3) 郵便料について ① 郵便受払簿について、下記の事例が見受けられた。誤りを防止するために現金と切手の受払簿を別々に作成し、毎月月末に残額を確認する欄を設ける等、改善をしていただきたい。 ・ 切手を使用した額と残額が相違している。 4 月 1 0 日・ 4 月 1 1 日 よって年度末の残額が相違していると思われる。 精算戻入額 15,840円 本来の額 16,008円 ・ 払出の金額が記入されていない。 7 月 1 2 日
原 因
郵便受払簿については、現金残高と切手残高を分けて記載していたが、受け入れについては同一の記載としたことで誤りが発生した。切手を使用した額と残高の相違について、4 月 1 0 日と 4 月 1 1 日の他に 3 月 1 9 日と 3 月 2 1 日にも記載誤りがあった。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
4 月 1 0 日と 3 月 1 9 日、3 月 2 1 日の記載誤りを是正した結果、年度末の残高に誤りはなかった。受払簿については、現金と切手を別々に作成する運用とし、令和 6 年度分を転記することで運用を開始した。また、記載内容については、年度末に残高確認をすることとした。

指 摘 事 項 ・ 内 容	
(1) 施設の安全管理について	
① 東側にある壊れた遊具や破損したものが放置されていた。また、北側に使用できないプランターや壊れた遊具の破片等が置かれていた。危険であるので直ちに対応されたい。	
原 因	
東側については保育士による遊具のチェックが不十分であった。また、北側の廃棄物については粗大ごみとしてまとめてクリーンセンターに持ち込むため子どもが立ち入らない場所に集めていた。	
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針	
職員間で再度、定期的に行っている遊具安全チェックについての認識を共有するとともに、破損していた遊具は修繕不能と判断し、北側廃棄物とともに廃棄した。今後も子どもの安全確保のため遊具等のチェックを徹底するとともに、粗大ごみの速やかな廃棄に努めたい。	

- | | |
|-----------|---|
| 1. 招集する日時 | 令和7年3月25日（火）午後2時～ |
| 2. 招集する場所 | アザレアホール 視聴覚室 |
| 3. 付議する案件 | (1) 令和7年度「学校教育の指導方針」について
(2) 御所市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則（案）について
(3) 教育長職務代理者について
(4) その他 |



御所市規則第 4 号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

御所市長 山 田 秀 士



職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 4 0 年御所市規則第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 (第10条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1	1
11	1	1	1	3	1	1	1
12	1	1	1	4	1	1	1
13	1	1	1	5	1	1	2
14	1	1	1	6	2	1	2
15	1	1	1	7	3	1	2
16	1	1	1	8	4	1	2
17	1	1	1	9	5	1	2
18	1	1	1	10	6	2	3
19	1	1	1	11	7	3	3
20	1	1	1	12	8	4	3
21	1	1	1	13	9	5	3
22	1	2	2	14	10	5	4
23	1	3	3	15	11	6	4

24	1	4	4	16	12	6	4
25	1	5	5	17	13	7	4
26	1	6	6	18	14	7	4
27	1	7	7	19	15	8	4
28	1	8	8	20	16	8	4
29	1	9	9	21	17	9	5
30	1	10	10	22	18	9	5
31	1	11	11	23	19	10	5
32	1	12	12	24	20	10	5
33	1	13	13	25	21	11	5
34	2	14	14	26	22	11	5
35	3	15	15	27	23	12	5
36	4	16	16	28	24	12	5
37	5	17	17	29	25	13	5
38	6	18	18	30	26	13	5
39	7	19	19	31	27	13	5
40	8	20	20	32	28	13	5
41	9	21	21	33	29	14	5
42	10	22	22	34	29	14	5
43	11	23	23	35	30	14	5
44	12	24	24	36	30	14	5
45	13	25	25	37	31	15	5
46	14	26	26	38	31	15	
47	15	27	27	39	32	15	
48	16	28	28	40	32	15	
49	17	29	29	41	33	15	
50	18	30	30	42	33	15	
51	19	31	31	43	34	15	
52	20	32	32	44	34	15	
53	21	33	33	45	35	15	
54	21	33	34	46	35	15	
55	22	34	35	47	36	15	
56	22	34	36	48	36	15	
57	23	35	37	49	37	15	
58	23	35	37	50	37	15	
59	24	36	37	51	38	15	
60	24	36	38	52	38	15	
61	25	37	38	53	38	15	
62	25	38	38	54	38	15	

63	26	39	39	55	38	15	
64	26	40	39	56	38	15	
65	27	41	39	57	38	15	
66	27	41	40	58	38	16	
67	28	42	40	59	38	16	
68	28	42	40	60	38	16	
69	29	43	41	60	39	16	
70	29	43	41	60	39	16	
71	29	44	41	60	39	16	
72	30	44	42	60	39	16	
73	30	45	42	61	39	17	
74	30	45	42	61	39		
75	31	45	43	61	39		
76	31	45	43	61	39		
77	31	45	43	61	39		
78	32	46	44	62	39		
79	32	46	44	62	39		
80	32	46	44	62	39		
81	33	46	45	63	40		
82	33	46	45	64	40		
83	33	47	45	65	40		
84	34	47	45	66	40		
85	34	47	46	67	41		
86	34	47	46				
87	35	47	46				
88	35	48	46				
89	35	48	47				
90	36	48	47				
91	36	48	47				
92	36	48	47				
93	37	49	47				
94		49	47				
95		49	47				
96		49	48				
97		49	48				
98		50	48				
99		50	48				
100		50	48				
101		50	48				

102		50	48				
103		51	49				
104		51	49				
105		51	49				
106		51	49				
107		51	49				
108		52	49				
109		52	49				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					
115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第11条関係）

降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	21	21	9	13	17	12
2	33	22	22	10	14	18	17
3	33	23	23	11	15	19	21
4	34	24	24	12	16	20	28
5	35	25	25	13	17	22	45
6	36	26	26	14	18	24	45
7	38	27	27	15	19	26	45

8	39	28	28	16	20	28	45
9	41	29	29	17	21	30	45
10	42	30	30	18	22	32	
11	43	31	31	19	23	34	
12	44	32	32	20	24	36	
13	45	33	33	21	25	40	
14	46	34	34	22	26	44	
15	47	35	35	23	27	65	
16	48	36	36	24	28	72	
17	49	37	37	25	29	73	
18	50	38	38	26	30	73	
19	51	39	39	27	31	73	
20	52	40	40	28	32	73	
21	54	41	41	29	33	73	
22	56	42	42	30	34	73	
23	58	43	43	31	35	73	
24	60	44	44	32	36	73	
25	62	45	45	33	37	73	
26	64	46	46	34	38	73	
27	66	47	47	35	39	73	
28	68	48	48	36	40	73	
29	71	49	49	37	42	73	
30	74	50	50	38	44	73	
31	77	51	51	39	46	73	
32	80	52	52	40	48	73	
33	83	54	53	41	50	73	
34	86	56	54	42	52	73	
35	89	58	55	43	54	73	
36	92	60	56	44	56	73	
37	93	61	59	45	58	73	
38	93	62	62	46	68	73	
39	93	63	65	47	80	73	
40	93	64	68	48	84	73	
41	93	66	71	49	85	73	
42	93	68	74	50	85	73	
43	93	70	77	51	85	73	
44	93	72	80	52	85	73	
45	93	77	84	53	85	73	
46	93	82	88	54	85		

47	93	87	95	55	85		
48	93	92	102	56	85		
49	93	97	109	57	85		
50	93	102	109	58	85		
51	93	107	109	59	85		
52	93	116	109	60	85		
53	93	125	109	61	85		
54	93	125	109	62	85		
55	93	125	109	63	85		
56	93	125	109	64	85		
57	93	125	109	65	85		
58	93	125	109	66	85		
59	93	125	109	67	85		
60	93	125	109	72	85		
61	93	125	109	77	85		
62	93	125	109	80	85		
63	93	125	109	81	85		
64	93	125	109	82	85		
65	93	125	109	83	85		
66	93	125	109	84	85		
67	93	125	109	85	85		
68	93	125	109	85	85		
69	93	125	109	85	85		
70	93	125	109	85	85		
71	93	125	109	85	85		
72	93	125	109	85	85		
73	93	125	109	85	85		
74	93	125	109	85			
75	93	125	109	85			
76	93	125	109	85			
77	93	125	109	85			
78	93	125	109	85			
79	93	125	109	85			
80	93	125	109	85			
81	93	125	109	85			
82	93	125	109	85			
83	93	125	109	85			
84	93	125	109	85			
85	93	125	109	85			

86	93	125					
87	93	125					
88	93	125					
89	93	125					
90	93	125					
91	93	125					
92	93	125					
93	93	125					
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93						
111	93						
112	93						
113	93						
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						

125	93					
-----	----	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

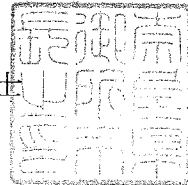


御所市規則第 5 号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

御所市長 山 田 秀 士



職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 7 年御所市規則第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 4 第 3 項第 2 号を次の用ら改める。

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

別表第 2 第 1 2 の項左欄中「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。」を「、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和 3 3 年法律第 5 6 号)第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。」に改め、同項右欄中「一の年において 5 日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日)」を「看護等を必要とする子一人につき一の年において 5 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



御所市規則第 6 号

御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年御所市規則第 1
6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「、第 1 2 号及び第 1 3 号」を「及び第 1 2 号から第 1 4 号まで」に改め、同項第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (14) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第 2 項第 6 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。) 一の年度において市長が定める期間

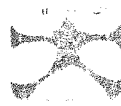
第 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和 3 0 年法律第 5 6 号)第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 看護等を必要とする子一人につき一の年度において 5 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間)の範囲内の時間

第 5 条第 2 項第 9 項を削り、同項第 1 0 項を同項第 9 項とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



御所市条例第4号

近鉄御所駅西側複合施設整備事業に関するPFI事業者選定審査会条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



近鉄御所駅西側複合施設整備事業に関するPFI事業者選定審査会条例
(設置)

第1条 御所市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する近鉄御所駅西側複合施設整備事業の事業者（以下「事業者」という。）の選定について、競争性、公平性及び透明性を確保するため、近鉄御所駅西側複合施設整備事業に関するPFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者の選定方式並びに審査基準及び募集要項に関する事項
- (2) 応募書類の審査及び評価に関する事項
- (3) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が完了するまでの期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、審査会の会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(意見聴取)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

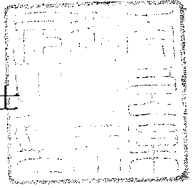


御所市条例第5号

御所市私債権管理条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市私債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、私債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の適正化及び効率化を図り、もって市民負担の公平性の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「私債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 私債権の管理については、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令等の定めるところにより、私債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、私債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 市長は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 市長は、私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない私債権（第1号に該当する私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 市長は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第10条 市長は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

（1） 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

（2） 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

（3） 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第11条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

（1） 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

（2） 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3） 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

（4） 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

（5） 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第12条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約をした私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済するこ

とができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第13条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該私債権について、消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 第7条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該私債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該私債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

- 2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

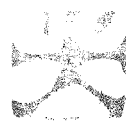
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(施行日前に発生した債権の取扱い)
- 2 この条例は、施行日前に発生した私債権についても適用する。この場合において、その債権に対して施行日前において行った取扱いは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

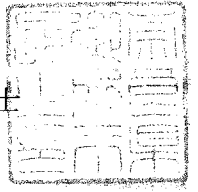


御所市条例第6号

御所市産業交流拠点施設条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市産業交流拠点施設条例

(設置)

第1条 地域における住民及び立地企業の交流を図るとともに、地域に根ざした産業を振興することにより、地域経済の活性化に寄与するため、御所市産業交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 出屋敷産業交流センター
- (2) 位置 御所市大字出屋敷167番地の14

(事業)

第3条 拠点施設は、地域住民及び立地企業の交流、地域産業の振興その他市長が必要と認める事業を行うものとする。

(使用の許可)

第4条 拠点施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、拠点施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 拠点施設の管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 施設の使用が前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例による規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 施設が災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (5) その他市長が公益上又は管理上特に必要と認めたとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第7条 拠点施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(御所市公の施設における暴力団の排除に関する条例の一部改正)
- 2 御所市公の施設における暴力団の排除に関する条例（平成24年御所市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1号を加える。
(22) 御所市産業交流拠点施設条例（令和7年御所市条例第6号）
(御所市健康増進スポーツ施設条例の一部改正)
- 3 御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年御所市条例第1号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「(22) 御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年御所市条例第1号）」を「(23) 御所市健康増進スポーツ施設条例（令和5年御所市条例第1号）」に改める。

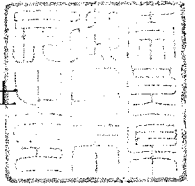


御所市条例第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(御所市功労者表彰条例の一部改正)

第1条 御所市功労者表彰条例（昭和34年御所市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条第1号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(御所市議会個人情報保護条例の一部改正)

第2条 御所市議会個人情報保護条例（令和5年御所市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第54条、第55条及び第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御所市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 御所市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 御所市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年御所市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号、同条第4号、第15条の3第1項第1号及び同条第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和33年御所市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号、同条第5項第2号、第14条の見出し並びに同条第1項第1号、第15条第1項第1号及び第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御所市遊技場及び旅館等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第6条 御所市遊技場及び旅館等の建築の規制に関する条例（平成3年御所市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年御所市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御所市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第8条 御所市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和51年御所市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の御所市一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の

適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

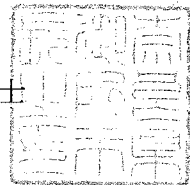


御所市条例第8号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山 田 秀 士



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年御所市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当についての同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項（同条第15項において準用する場合を含む。）及び同条第15項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であってこの条例の施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。



御所市条例第9号

御所市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御所市国民健康保険税条例（昭和35年御所市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の御所市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

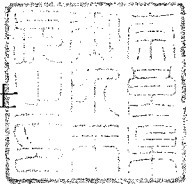


御所市条例第10号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山 田 秀 士



財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年御所市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

- （3） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業により整備した公共施設等を貸し付ける場合であって、当該選定事業の実施に資すると認められるとき。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

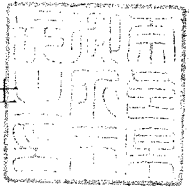


御所市条例第11号

坂本奨学基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山 田 秀 士



坂本奨学基金条例を廃止する条例

坂本奨学基金条例(平成19年御所市条例第24号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



御所市条例第12号

秋津地区史跡等調査整備審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



秋津地区史跡等調査整備審議会条例の一部を改正する条例

秋津地区史跡等調査整備審議会条例（平成24年御所市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改める。

第6条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 審議会は、特定の事項について調査研究をさせるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ部会の会議を開くことができない。

6 部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



御所市条例第13号

御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年御所市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同条第1項第1号中「を行うこと」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同条同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げる。

第42条第3項を次のように改め、同条同項を第5項とする。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（1） 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第42条第2項を次のように改め、同条同項を第4項とする。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



御所市条例第14号

御所市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

御所市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成27年御所市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



御所市条例第15号

御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例を廃止する条例
御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例（平成25年御所市条例第5号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項に規定する許可又は同条第2項に規定する変更許可を受けて土砂等によるたい積行為を行っている者については、その許可期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。ただし、これらの者がこの条例の施行の日以後に宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可又は第16条第1項の変更許可を受けた場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行前になされた旧条例に基づく処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



御所市条例第16号

御所市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市営住宅条例の一部を改正する条例

御所市営住宅条例（平成10年御所市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「87戸」を「85戸」に、「20戸」を「8戸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



御所市条例第17号

御所市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市下水道条例の一部を改正する条例

御所市下水道条例（平成3年御所市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「それぞれ」を削り、同条同項第9号中「法第6条第4号」を「法第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第28条第3項第1号中「110円」を「140円」に、「160円」を「210円」に、「210円」を「270円」に改める。

第29条第1項中「集金等その他の方法で1月分一括して徴収する。ただし、水道水（御所市水道事業給水条例（昭和34年御所市条例第28号）を「集金その他の方法で2月分一括して隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。水道水（奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年奈良県広域水道企業団条例第35号）」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。



御所市条例第18号

御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年御所市条例
第42号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

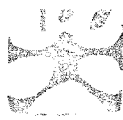
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の御所市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、
同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。



御所市条例第19号

御所市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

御所市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年御所市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の御所市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた御所市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

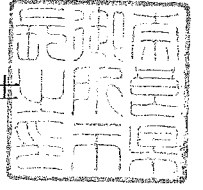


御所市規則第7号

御所市私債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市私債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市私債権管理条例（令和7年御所市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 条例第5条に規定する台帳（以下「台帳」という。）に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 私債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 私債権の金額
- (4) 私債権の発生日、当初の履行期限及び督促の状況
- (5) 交渉経過等の私債権の管理に係る経緯
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、証明書発行手数料その他債権の性質上、必要がないと認める私債権については、台帳の整備を省略することができる。

(督促)

第3条 条例第6条に規定する督促は、原則として納期限経過後20日以内に書面により行うものとする。

2 前項の督促において指定すべき期限は、原則として同項の書面を発する日から起算して10日以内とする。

3 第1項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第4条 条例第7条に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(履行期限後の期間)

第5条 条例第10条に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(徴収停止後の期間)

第6条 条例第13条第1項第6号に規定する相当の期間は、当該私債権の時効期間が2年以下の場合は1年、2年を超え5年以下の場合は2年、10年の場合は3年とする。

(不納欠損)

第7条 条例第12条の規定により免除した私債権及び条例第13条の規定により放棄した私債権は、不納欠損処理を行う。

(議会への報告)

第8条 条例第13条第2項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した私債権の名称
- (2) 放棄した私債権の件数及び金額
- (3) 私債権を放棄した理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

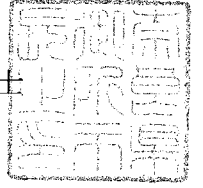


御所市規則第 8 号

御所市産業交流拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市産業交流拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御所市産業交流拠点施設条例（令和 7 年御所市条例第 6 号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 御所市産業交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の休館日は、御所市の休日を定める条例（平成元年御所市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用時間)

第 3 条 拠点施設の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(職員)

第 4 条 拠点施設に所長を置く。

(使用許可の手続)

第 5 条 拠点施設の施設を使用しようとする者は、御所市産業交流拠点施設使用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、御所市産業交流拠点施設使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用許可の変更等)

第 6 条 前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項を変更し、又は使用を取りやめるときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第 7 条 使用者及び入館者は、拠点施設内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、騒ぎを起こすような行為をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の販売、展示その他営利行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱その他の場所に貼り紙し、又はピン、くぎ等を打たないこと。
- (6) 危険物又は動物（身体障害者補助犬法（平成 1 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (7) その他他人の迷惑となる行為をしないこと。

2 市長は、前項の遵守事項に違反する者に対し退去を命ずるものとする。

(原状回復)

第 8 条 使用者は、その使用を終えたときは、原状に回復しなければならない。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

申請者 住所

氏名

（団体にあつてはその所在地
及び名称並びに代表者氏名）

御所市産業交流拠点施設使用許可申請書

御所市産業交流拠点施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで
使用施設	
使用人員	人
使用責任者	住所 氏名 電話
備考	

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長 印

御所市産業交流拠点施設使用許可書

年 月 日付けで申請のあった御所市産業交流拠点施設の使用
については、次のとおり許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで
使用施設	
許可条件	
備考	

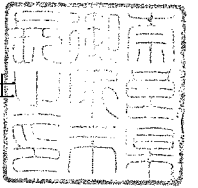


御所市規則第 9 号

御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例施行規則を廃止する規則
御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成 2 5 年御所市規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

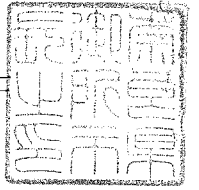


御所市規則第10号

御所市ふるさと創生基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



御所市ふるさと創生基金条例施行規則の一部を改正する規則

御所市ふるさと創生基金条例施行規則（平成30年御所市規則第30号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2号ウを削り、同条第2号エを同号ウとし、同条第3号を削り、同条第4
号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

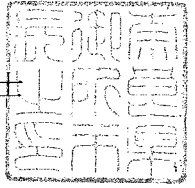


御所市規則第11号

御所市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



御所市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

御所市学校給食費徴収規則（令和2年御所市規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年度」の次に「及び令和7年度」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

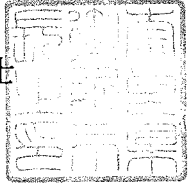


御所市告示第37号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

令和7年3月18日

御所市長 山田 秀士



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示

(御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱の一部改正)

第1条 御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第95号)の一部を次のように改正する。

別表第2第11項第1号中「懲役刑」を「拘禁刑」に改め、同項第2号中「禁固若しくは懲役刑」を「拘禁刑」に改め、同項第3号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱の一部改正)

第2条 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第124号)の一部を次のように改正する。

別表第1第12項第10号ア中「懲役刑」を「拘禁刑」に改め、同項同号イ中「禁固刑若しくは懲役刑」を「拘禁刑」に改め、同項同号ウ中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱の一部改正)

第3条 御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱(平成20年御所市告示第55号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御所市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る助成事業実施要綱の一部改正)

第4条 御所市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る助成事業実施要綱(平成17年御所市告示第62号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第3条の規定による改正前の御所市特定健康診査及び特定保健指導実施要綱及び第4条の規定による改正前の御所市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る助成事業実施要綱に規定する様式による用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

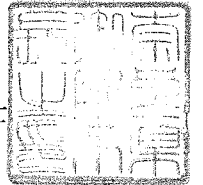


御所市告示第 38 号

御所市みんなの夢事業応援補助金交付要綱及び御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市みんなの夢事業応援補助金交付要綱及び御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部を改正する告示

(御所市みんなの夢事業応援補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 御所市みんなの夢事業応援補助金交付要綱(平成 26 年御所市告示第 60 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

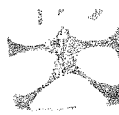
(御所市みんなの夢事業審査会要綱の一部改正)

第 2 条 御所市みんなの夢事業審査会要綱(平成 26 年御所市告示第 61 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

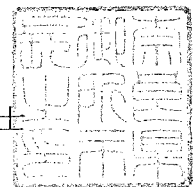


御所市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 19 日

御所市長 山田 秀士



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課

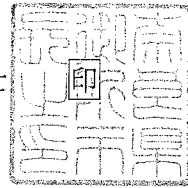
御所市 告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条に規定する関係地方公共団体との協議に基づき、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散する。

関係地方公共団体 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市
生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町
斑鳩町 安堵町 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村
上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町
黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村
川上村 東吉野村 磯城郡水道企業団

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



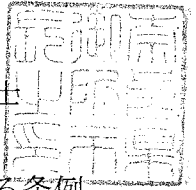


御所市条例第20号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御所市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御所市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年御所市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」を「並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「(第17条の2第1項において、「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、その職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(御所市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 御所市職員の育児休業等に関する条例（平成4年御所市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日以前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

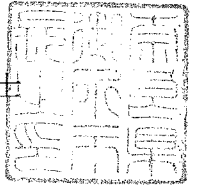


御所市条例第21号

御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀 士



御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

御所市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年御所市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」に、「6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）」を「13,000円」に、「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員にあっては、3,500円）」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条の2を削り、第7条の3を第7条の2とする。

第8条の2第1項第1号中「この項及び次項において「交通機関等」」を「この条において「交通機関等」」に改め、同条第2項第1号中「この号において」を削り、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第2項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日に午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間

(週休日等に含まれる時間を除く。))」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中ただし書を削る。

第17条の2第1項中「から第8条(第7条の3を除く。)まで」を削り、同条第2項中「、第7条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の御所市一般職の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年御所市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第4条の2」を「第4条」に改め、「第7条の2」を削る。

(御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年御所市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第7条の3」を「第7条の2」に改める。

(御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年御所市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「から第8条(第7条の3を除く。)まで」を削る。

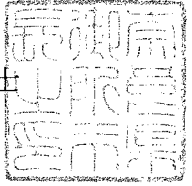


御所市告示第40号

御所市創業等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



御所市創業等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市創業等支援補助金交付要綱（平成31年御所市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法人の設立の登記をし、新たに」を「新たに市内で法人を設立し、市内を本店所在地とした法人登記を行い、」に改め、同条第3号を削る。

第3条第1項第1号中「個人にあっては」及び「法人にあっては市内に本店登記を有する者」を削る。

第4条に次の1号を加える。

（3） 創業等について事前に御所市商工会による指導及び支援を受けていること。

第5条第1項第4号中「一般」を削る。

第8条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第11条第1号中「事業実施概要報告書」を「補助事業実施概要報告書」に改め、同条第6号中「法人で既に提出している場合を除く」を「第2条第2号に該当する場合に限る」に改め、同条第7号中「・廃業」及び「（個人で既に提出している場合を除く。）」を削り、同条第8号中「支払」の次に「及びその内訳」を加え、同条第10号中「で、既に提出している場合を除く」を「に限る」に改める。

第14条に次の1号を加える。

（4） 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1号を加える。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産（減価

償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産）を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

- 2 市長は、補助事業者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めることができる。

様式第1号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に、「骨子」を「内容」に改め、「補助金交付希望額」の次に「（消費税抜金額）」を加える。

様式第2号中 「

性別	☐ 男
	☐ 女

 を

 に改め、
」

「□昭和 □平成」、「□昭和・□平成」及び「□昭・□平」を削り、「（単位：千円）」を「（単位：円）（消費税込）」に、「（補助対象経費とする支出内容については、全て記載してください。）」を「（補助金交付決定後の全体スケジュールを記載してください。）」に、

「

5年目 (年 月～ 年 月期)	6年目 (年 月～ 年 月期)
---------------------	---------------------

 を

(単位：円) (消費税込)	
5年目 (年 月～ 年 月期)	6年目 (年 月～ 年 月期)

 に、
」

「/ 千円」を「/ 円」に、

「

補助金 交付希望額
(B×1/2以内)

 を

補助金 交付希望額

 に、
」

「

合 計	(A)	(B)	(C)	
-----	-----	-----	-----	--

 を
」

「

合 計	(A)	(B)	(C)	
-----	-----	-----	-----	--

(注)「補助金交付希望額」は、(B)の1/2の金額で上限100万円とする。(1,000円未満は切捨て)

に

」

改める。

様式第4号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改め、「4 補助対象経費」及び「5 補助金交付申請額」の次に「(消費税抜金額)」を加え、

「

- (3) 登記事項証明書の写し(法人で既に登記を済ませている場合に限る。)
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人で既に開業している場合に限る。)
- (5) 営業許可書の写し(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。)
- (6) 補助対象経費の内訳が分かる書類(見積書、設計図面等)
- (7) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

- (3) 補助対象経費の内訳が分かる書類(見積書、設計図面等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

に

」

改める。

様式第5号中「千円」を「円」に改める。

様式第7号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改める。

様式第9号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改め、「1 補助対象経費」及び「5 補助金交付決定額」の次に「(消費税抜金額)」を加え、「法人で既に提出している場合を除く」を「第2条第2号に該当する場合に限る」に改め、「・廃業」及び「(個人で既に提出している場合を除く。)」を削り、「支払」の次に「及びその内訳」を加え、「で、既に提出している場合を除く」を「に限る」に改める。

様式第10号中「事業実施概要報告書」を「補助事業実施概要報告書」に改める。

様式第11号中「(単位:円)」の次に「(消費税抜)」を加える。

様式第12号中「千円」を「円」に改める。

様式第16号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。



御所市告示第41号

令和7年度御所市学校給食費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



令和7年度御所市学校給食費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食料品価格等の物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者等が負担する学校給食等に要する費用を補助することに関し、御所市補助金交付規則（平成13年御所市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）及び学校給食と同じ目的で児童又は生徒が摂る食事として市長が認めるものをいう。
- (2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準じる者として市長が認める者をいう。
- (3) 御所市立学校 御所市立学校設置条例（昭和39年御所市条例第32号）第3条及び第4条に規定する小学校及び中学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に御所市内に住所を有する保護者等であって、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（以下「対象児童等」という。）を養育するものとする。

- (1) 御所市立学校に在籍する者のうち、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない者又は学校給食の停止を申し出ている者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により、御所市立学校以外の国公立及び私立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）に在籍している者

(3) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している者

(4) 前3号に準ずる者として市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けているとき。

(2) 対象児童等の学校給食費が無償化されているとき。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象児童等の区分に応じ、当該各号に定める額に対象期間（8月を除く。）のうち保護者等が御所市に居住していた月数（1月に満たない端数は、切り上げる。）を乗じた額とする。ただし、対象児童等についてこの補助金と同種の補助を受けている場合は、当該各号に定める額と保護者等が負担する学校給食費等の額から当該補助の額を除いた額のいずれか少ない額とする。

(1) 小学生 1人当たり3,900円

(2) 中学生 1人当たり4,300円

（交付の申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度御所市学校給食費等補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。この場合において、交付決定の通知は、当該補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正の手段により当該補助金の交付を受けたと認められるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する補助金の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

（宛先） 御所市長

申請者 住 所
（保護者等） 氏 名 印
対象児童・生徒との続柄
電話番号

令和7年度御所市学校給食費等補助金交付申請書兼請求書

御所市学校給食費等補助金交付要綱第5条の規定により、同意事項に同意の上、次のとおり申請（請求）します。

対象児童・生徒	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	在学学校名		学年	年
学 校 給 食 の 有 無	有 ・ 無	給食費の額 (月額)	円	
学校給食が無い 場合の昼食形態	(例：弁当持参)			
同 種 の 補 助 の 有 無	有 ・ 無	同種の補助 の 内 容	名称： 期間： 内容：	
補助金申請（請求） 対 象 期 間	年 月から 年 月まで			
補 助 金 申 請（請 求） 額	金 円			

〈振込先口座〉

金融機関名		店 名	
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

同意事項

補助金の交付に関し、市が申請者の住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。

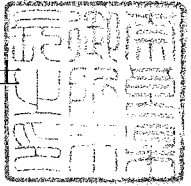


御所市告示第42号

御所市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山 田 秀



御所市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

御所市不妊治療費助成金交付要綱（平成29年御所市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受けている夫婦」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第2条第3項及び第4項を次のように改める。

3 この告示において「先進医療」とは、不妊症の治療のうち、県要綱別表第2に規定するものであって、生殖補助医療に追加して実施したものをいう。

4 この告示において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （6）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第2条に次の1項を加える。

5 この告示において「本人負担額」とは、次に掲げるものをいう。

（1）不妊治療について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）が負担すべき額（当該医療費に対する他の法令に基づく給付及び附加給付金がある場合はその額を控除するものとし、かつ、医療保険各法の規定による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する標準負担額を除く。）

（2）生殖補助医療について保険適用の回数の上限を超過したため全額自費診療となった生殖補助医療に要した医療費のうち本人が負担した額

(3) 先進医療に要した医療費のうち本人が負担した額

第3条第1号を次のように改める。

(1) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

第4条を次のように改める。

(助成の対象となる不妊治療)

第4条 助成の対象となる不妊治療は、一般不妊治療、生殖補助医療及び先進医療とする。ただし、生殖補助医療のうち、保険適用の回数を超えたため全額自費診療となったものについては、1子につき胚移植術の回数が2回に至るまでを助成の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する不妊治療は、助成の対象としない。

(1) 卵胞が生育しない等により卵子採取以前に治療を中止したもの

(2) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの

(3) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妊娠及び出産し、依頼者夫婦の子とする方法をいう。）によるもの

(4) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法により注入し、当該第三者が妊娠及び出産し、依頼者夫婦の子とする方法をいう。）によるもの

第5条第1項を次のように改める。

助成金の額は、助成の対象となる不妊治療に係る本人負担額とし、1組の夫婦に対し1年度につき10万円を限度とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「添えて」の次に「、治療終了の日から同日が属する年度の翌年度の末日までに」を加え、同項第1号中「、御所市特定不妊治療医療機関等証明書（様式第3号）又は御所市男性不妊治療医療機関等証明書（様式第4号）」を「又は御所市生殖補助医療医療機関証明書（様式第3号）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条第5号を同条第3号とする。

第7条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8条中「様式第7号」を「様式第6号」とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

(口座名義人と同一)

(現在、他の市町村等で同種の助成を受けている場合は、助成できません。)

- (注) 1 太枠の中を記入してください。
2 以下の書類を添付してください。
(1)御所市一般不妊治療医療機関等証明書(第2号様式)又は御所市生殖補助医療医療機関証明書(様式第3号)
(2)医療保険各法の被保険者等であることを証明する書類
(3)その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

御所市一般不妊治療医療機関等証明書

年 月 日

（宛先）御所市長

（医療機関）

所在地

名称

主治医氏名

印

下記のとおり、不妊治療（不妊検査・一般不妊治療）を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

記

ふりがな		ふりがな	
受診者氏名		配偶者氏名	
受診者生年月日	年 月 日生	配偶者生年月日	年 月 日生
貴医療機関における治療開始年月日		年 月 日	
今回の治療期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
本人負担額	円		
不妊治療の内容	☐不妊スクリーニング検査 ☐タイミング療法 ☐排卵誘発法（内服・注射） ☐手術療法（ ） ☐その他（ ） ☐精液検査 ☐精巣生検 ☐人工授精		
特記事項			

注1 出産（流産、死産を含む）に係る費用は対象外です。また、入院料、食事代、文書料等の直接治療に関係ない費用も対象外です。

2 申請期限は、治療を終了した日から翌年度末日です。

市記入欄

今回の治療にかかった合計金額

円（上記本人負担額の合計①+②）

御所市生殖補助医療費助成事業受診等証明書

年 月 日

※該当するものに☑してください（すべてに☑がある場合のみ助成の対象となります）。

□下記の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

□この証明書には、生殖補助医療（うち、保険収載治療内容及び先進医療告示治内容に限る）に係るもののみを記載しています。

□当医療機関は生殖補助医療管理料に係る届出を行っています。

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
受 診 者 (妻)		年 月 日 (歳)
配 偶 者 (夫又はパートナー)		年 月 日 (歳)

※以下、治療内容及びその費用（本人負担額）について、①～⑦にご記載ください（□があるものは、該当するものに☑してください）。

①過去の保険診療による胚移植回数（ ）回 ※今回申請分は含みません。

今 回 の 申 請 の 内 訳	申 請 回 数	治 療 期 間※4
	治 療 内 容	本人負担額内訳※5
	②生殖補助医療区分※1裏面をご確認の上、該当する記号に「○」をつけてください。 A B C D E F I	年 月 日～ 年 月 日 治療開始時点の妻の年齢（ ）歳
	③ □ 保険適用 ●回数を○で囲んでください。 □ 保険適用の回数超過（ 1 , 2 ）回目	保険収載治療内容分 _____ 円 (男性不妊治療を除く、保険収載された治療内容に限る。)
	④先進医療※2下記をご確認の上、該当する番号をすべてご記載ください。 ()	先進医療分 _____ 円
	⑤男性不妊※3裏面をご確認の上、該当する番号をすべてご記載ください。 ()	男性不妊分 _____ 円

⑥※2 先進医療について（③のいずれかの該当する□に☑の上、回数超過の場合は回数に「○」が記載されていることが必須。）

・助成対象となる治療・技術は、先進医療として厚生労働省より告示されているものに限りです。

・今回実施した先進医療の番号を上表の該当欄に記載のうえ、貴院における1回あたりの費用を下表に記載してください。

【注】①～⑬までの他に、新しく先進医療として告示された治療・技術を実施した場合は⑭に記入してください。

・貴院が不妊治療に係る先進医療を実施する保険医療機関として厚生局に登録されている技術について、下表のそれぞれの技術名の左欄に☑してください。

☐	①ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSi）	円
☐	②タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	円
☐	③強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別（IMSI）	円
☐	④子宮内膜刺激術（SEET法）	円
☐	⑤子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）	円
☐	⑥子宮内膜受容能検査（ERA）	円
☐	⑦子宮内細菌叢検査（EMMA,ALICE）	円
☐	⑧子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ）	円
☐	⑨子宮内膜受容能検査（ERPeak）	円
☐	⑩タクロリムス投与療法	円
☐	⑪着床前胚異数性検査（PGT-A）	円
☐	⑫二段階胚移植法	円
☐	⑬膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）	円
☐	⑭その他（ ）	円

（裏面もご確認ください。）

※1 生殖補助医療に係るステージ及び助成対象は以下のとおりです。

治療内容		採卵まで			採精（夫）	精子凍結	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植				（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲	
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵				新鮮胚移植		凍結胚移植				
								胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法			
治療内容		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵	採精（夫）	精子凍結	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施													
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	明胎が発育しない、又は接卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													
I	男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療中止													対象

⑦※3 男性不妊について（③のいずれかの該当する□に☑の上、回数超過の場合は回数に「〇」が記載されていることが必須。）

- ・体外受精または顕微授精に用いるための精子を採取することを目的として実施した場合が対象です。
- ・実施した内容すべての記号を表面にご記載ください。また、主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が治療内容とともに領収金額を記載してください。
- ・新たに保険収載された治療を実施した場合は、エ）欄に治療名を記載してください。
- ・新たに先進医療として告示された治療・技術を実施した場合は、当該医療機関が当該先進医療の技術を実施する保険医療機関として厚生局に登録されていることを確認の上、オ）欄に☑し、技術名、金額を記入してください。

記載 項目 あり	ア）Y染色体微小欠失検査
	イ）精巣内精子採取術（単純なもの、顕微鏡を用いたもの）※実施したものに「〇」をつけてください。
	ウ）精子凍結
	エ）上記以外の保険治療（ ）
	オ）☐ 新たに先進医療として告示された治療・技術（ ）
	当該医療機関での1回あたりの費用（ ）円

※4 治療期間について

当該生殖補助医療に係る治療計画を作成した日（治療計画の作成を必要としない場合は、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日）から治療終了日（医学的に当該生殖補助医療が終了した日、原則妊娠判定日）までを記載してください。

ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から生殖補助医療終了日までを記載してください。

※5 費用について

出産（流産、死産を含む）に係る費用は対象外です。また、入院料、食事代、文書料等の直接治療に関係ない費用も対象外です。

様式第4号を削り、様式第5号を第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を様式第6号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に開始した生殖補助医療につ

いて適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の御所市一般不妊治療費助成金交付要綱の規定により作成されている様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

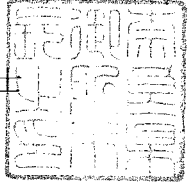


御所市告示第43号

御所市自動車誤発進防止装置設置費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



御所市自動車誤発進防止装置設置費助成金交付要綱の一部を改正する告示
御所市自動車誤発進防止装置設置費助成金交付要綱（令和2年御所市告示第56号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2分の1」を「3分の2」に、「3万円」を「4万円」に改める。

様式第1号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

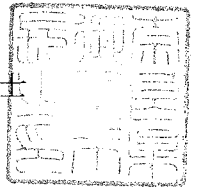


御所市告示第44号

御所市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



御所市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市土地改良事業補助金交付要綱（昭和51年御所市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「30万円」を「10万円」に、「100分の50以内の額（上限70万円）」を「100分の70以内の額（上限100万円）」に改め、同項第2号中「30万円」を「10万円」に、「100分の70以内の額（上限100万円）」を「100分の80以内の額（上限150万円）」に改め、同項第3号中「30万円」を「10万円」に、「100分の50以内の額（上限70万円）」を「100分の70以内の額（上限100万円）」に改め、同項第4号中「100分の65以内の額（上限100万円）」を「100分の80以内の額（上限150万円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の御所市土地改良事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にその工事に着手した土地改良事業について適用し、同日前に着手した土地改良事業については、なお従前の例による。



御所市告示第45号

御所市自治会掲示板設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

御所市長 山田 秀士



御所市自治会掲示板設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市自治会掲示板設置費補助金交付要綱（平成14年御所市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「補助金を交付するものとし」を「、予算の範囲内において御所市自治会掲示板設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

（3） その他市長が必要と認める書類

第4条第2項を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

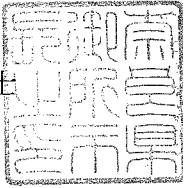


御所市規則第 12 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

御所市長 山 田 秀 士



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 44 年御所市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御所市自動車臨時運行許可事務取扱規則の一部改正)

第 2 条 御所市自動車臨時運行許可事務取扱規則（平成 25 年御所市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(御所市農業委員会の委員の選任に関する規則の一部改正)

第 3 条 御所市農業委員会の委員の選任に関する規則（平成 29 年御所市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御所市排水設備等工事指定工事店等に関する規則の一部改正)

第 4 条 御所市排水設備等工事指定工事店等に関する規則（平成 3 年御所市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 10 条及び第 12 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

様式第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(御所市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 5 条 御所市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年御所市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の御所市自動車臨時運行許可事務取扱規則、第 3 条の規定による改正前の御所市農業委員会の委員の選任に関する

規則及び第4条の規定による改正前の御所市排水設備等工事指定工事店等に関する規則に規定する様式による用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

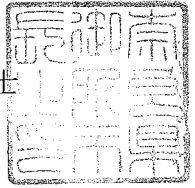


御所市訓令甲第 1 号

御所市職員採用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市職員採用規程の一部を改正する訓令

御所市職員採用規程(昭和 3 4 年御所市訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。



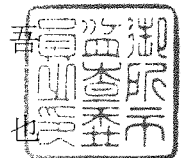
監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査を実施したので、
その結果を同法同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月25日

御所市監査委員 和田 正

御所市監査委員 生 川 真





監査報告第 2 号
令和 7 年 3 月 25 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 生川 真也



令和 6 年度 定期監査結果報告書（第 4 次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
市 民 課	令和 7 年 2 月 17 日～ 2 月 21 日	令和 7 年 3 月 19 日
地 域 協 働 安 全 課	令和 7 年 2 月 25 日～ 2 月 28 日	令和 7 年 3 月 19 日
人 権 施 策 課	令和 7 年 3 月 3 日～ 3 月 5 日	令和 7 年 3 月 19 日

2. 監査の対象事項

令和 5 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 生川 真也

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【市民課】

予算の執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 時間外勤務について

- ① 消費生活相談員の報酬の一部に時間外勤務手当と通勤手当の支給額が誤っていると思われる事例が見受けられた。

・消費生活相談員 報酬 2名分

【地域協働安全課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

- ① 分割発注の疑いのある次の事例が見受けられた。

A 御所市防災センターの修繕において分割発注されているように思われる事例が見受けられた。

同じ業者で1週間以内の修繕であることから経費削減、事務軽減の観点から一括発注されたい。

・防災センター一般綴 令和6年3月21日 49,500円

令和6年3月27日 22,000円

B 消耗品の購入において分割発注と思われる事例が見受けられた。経費削減、事務軽減の観点から、可能な限り同一発注を行われたい。

・防災交流館一般綴

○株式会社アオバ教材 合計333,784円（同一日7回に分割）

○高橋正株式会社 合計646,832円（同一日19回に分割）

(2) 委託及び契約事務について

- ① 設計価格が30万円以上であるにもかかわらず発注要求書が作成されていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第3条2に基づき作成された。

・防災行政無線（同報系）実施設計業務契約書関係

(3) 書類関係について

- ① 保存年限が永年保存となっている起案文書が5年保存ファイルに綴られている事例が見受けられた。

・防災交流館一般綴

【人権施策課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 検収日が令和6年4月1日になっている事例が見受けられた。
 - ・消防用設備等保守点検委託

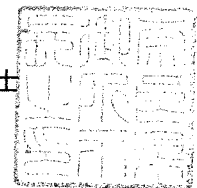


御所市告示第46号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

令和7年3月26日

御所市長 山田 秀士



1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種 類	区 域	備 考
大和都市計画生産緑地地区	市街化区域内 約34.87ha	地区数154ヵ所

2. 関係図書の縦覧場所

御所市企画政策部まちづくり推進課

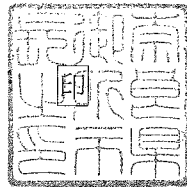


御所市 告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、奈良県広域水道企業
団設立準備協議会は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月27日

御所市長 山田 秀士





御所市教育委員会告示第4号

御所市学校給食センター給食用物資納入登録規程（昭和46年御所市教育委員会規程第2号。以下「規程」という。）第3条第2項に基づき、規程第3条第1項の規程に基づく手続を完了した者の登録者名簿を次のとおり公表する。

令和7年 3月27日

御所市教育委員会
教育長 春田 晋司



令和7年度御所市学校給食用物資納入登録者一覧表

番号	商 店 名	代 表 者	住 所
1	米 田 豆 腐 店	米田 裕之	御所市東寺田121
2	ミートショップ北田	北田 賢一	御所市1055
3	(株) コ メ ダ	米 田 明	御所市玉手331-1
4	デ リ カ 秀	谷口 秀喜	高市郡高取町越智7-3
5	平 田 商 店	平田 武成	御所市戸毛910-6
6	(新) 青 果	堀内 優馬	橿原市白檀町5-6-8
7	(株) 松 並	松並 孝至	奈良市池田町220-3
8	(株) 半 田 商 店	半田 善則	大和高田市出66-3
9	(株) 木 田 商 店	木田 義文	吉野郡大淀町越部1627-1
10	日 本 食 研 (株)	大沢 哲也	愛媛県今治市富田新港1-3
11	奈良ヤクルト販売(株)	谷川千代則	奈良市田中町字食田351-1
12	(株)奥野ファーム大和	奥野 和樹	御所市西佐味1150-2
13	今 徳	北林 祥幸	大和高田市本郷町2-19



御市農委告示第3号

御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年4月10日（木）
午後3時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年3月27日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子





御所市告示第48号

御所市多世代同居補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

御所市長 山田 秀士



御所市多世代同居補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市多世代同居補助金交付要綱(平成29年御所市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「45歳」を「50歳」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「御所市長 様」を「(宛先)御所市長」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。



御所市告示第 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、
構成市町村の協議が成立したので、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、奈
良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

御所市長

山田 秀士



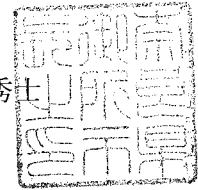


御所市告示第50号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和 7年 3月28日

御所市長 山田 秀



1. 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称

公共下水道使用料の徴収・収納事務

2. 指定公金事務取扱者

奈良県磯城郡田原本町大字宮古404-7

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

3. 指定公金事務取扱者としての業務開始予定日

令和7年4月1日

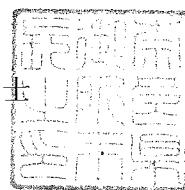


御所市公告第30号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた御所市農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写を同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和 7年 3月28日

御所市長 山 田 秀 士



1. 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

御所市1番地の3

御所市役所 農林商工課

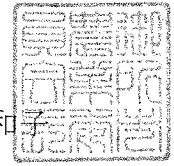


御所市農業委員会規則第1号

御所市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

御所市農業委員会会長 壺井 和子



御所市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則(平成29年御所市農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御所市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則による様式の使用で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。



御所市教育委員会規則第1号

坂本奨学金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

御所市教育委員会教育長 春田 晋



坂本奨学金交付規則を廃止する規則

坂本奨学金交付規則(平成20年御所市規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

御所市教育委員会告示第5号

御所市教育委員会公印規則（昭和50年御所市教育委員会規則第1号）第6条の規定により公印を新調したので、次のように告示する。

令和7年4月1日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



公印名 御所市教育委員会印

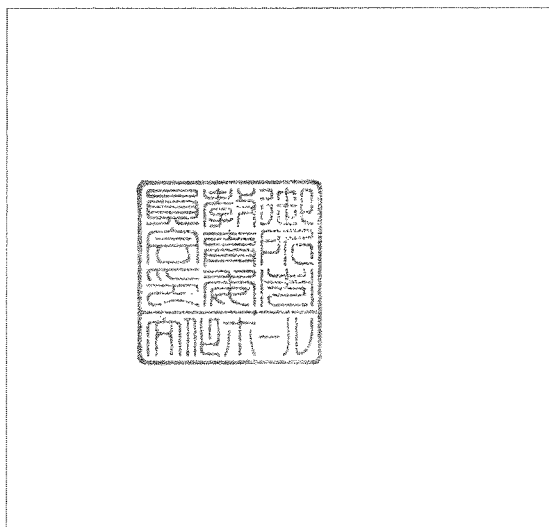
(1) ひながた アー3

(2) 書 体 てん書

(3) 寸 法 方24mm



(4) 印 影



(5) 用 途 文化ホールに関する事務

(6) 保管者 生涯学習課

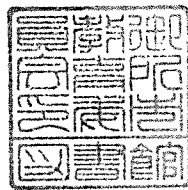
公印名 御所市教育委員会印

(1) ひながた アー4

(2) 書 体 てん書

(3) 寸 法 方24mm

(4) 印 影



(5) 用 途 図書館に関する事務

(6) 保管者 生涯学習課

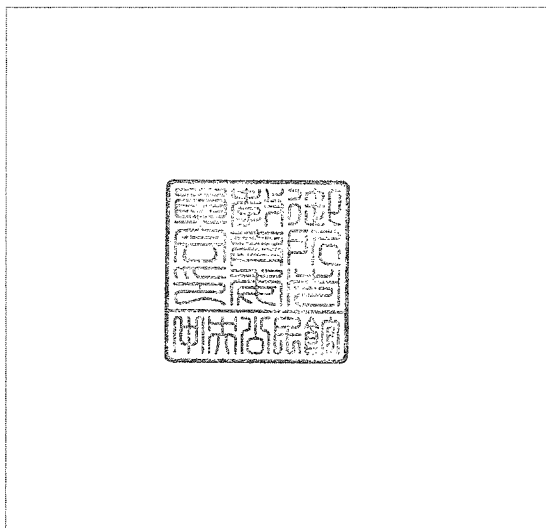
公印名 御所市教育委員会印

(1) ひながた アー5

(2) 書 体 てん書

(3) 寸 法 方24mm

(4) 印 影



(5) 用 途 中央公民館に関する事務

(6) 保管者 生涯学習課

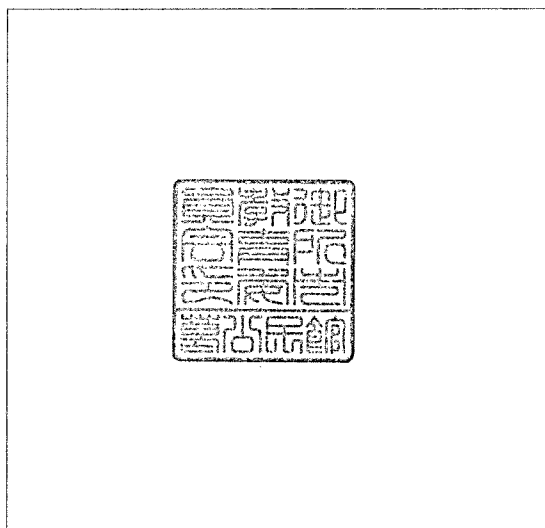
公印名 御所市教育委員会印

(1) ひながた アー6

(2) 書 体 てん書

(3) 寸 法 方24mm

(4) 印 影



(5) 用 途 葛公民館に関する事務

(6) 保管者 生涯学習課

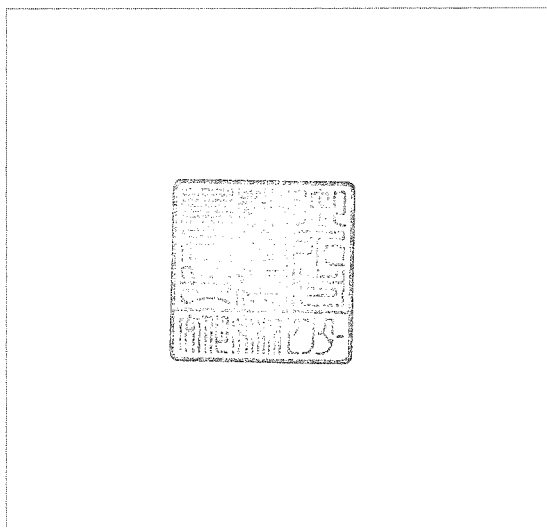
公印名 御所市教育委員会印

(1) ひながた アー7

(2) 書 体 てん書

(3) 寸 法 方24mm

(4) 印 影



(5) 用 途 文化交流センターに関する事務

(6) 保管者 生涯学習課

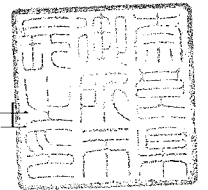


御所市告示第 51 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、本市における令和 7 年度固定資産税の価格のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 7 年 3 月 31 日

御所市長 山 田 秀 士



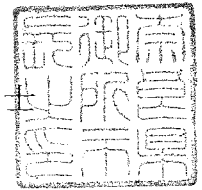


御所市告示第 52 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における令和7年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

令和7年3月31日

御所市長 山 田 秀



記

1 縦覧場所

御所市役所 総務部 税務課

2 縦覧期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月30日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(但し、土・日曜日および祝日を除く)

以上



御所市規則第 13 号

御所市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

御所市税の減免に関する規則（昭和 47 年御所市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御所市税の減免等に関する規則

第 1 条中「第 51 条第 1 項第 5 号並びに第 71 条第 1 項第 3 号及び第 4 号」を削り、「減免」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号。以下「法」という。）第 11 条の規定に基づく森林環境税の免除」を加える。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（減免の範囲）

第 2 条 市税の減免は、申請のあった日において納期未到来の税額について行い、同日において既に納付し、又は納入した税額については、減免を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 51 条第 1 項第 5 号及び第 71 条第 1 項第 3 号の規定により市民税及び固定資産税を減免する場合は、その者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。以下同じ。）が納付すべき当該年度分の税額のうち震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難（以下「災害等」という。）を受けた日以後に納期が到来するもの（特別徴収される市民税については、災害等を受けた月の翌月以後の市民税）について、納付状況にかかわらず減免する。

（個人の市民税）

第 3 条 条例第 51 条第 1 項の規定による個人の市民税に係る減免の対象者、適用基準、減免額及び添付書類は、別表第 1 のとおりとする。

2 市長は、別表第 1 の適用基準に該当し、市民税を納付することが著しく困難であると認められるものに対して、納税義務者からの申請により、減免を行うものとする。

第 4 条の 2 第 1 項第 3 号中「御所市税条例」及び「同条例」を「条例」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、減免額に延滞金等を加算の上、納税義務者から徴収するものとする。

第 6 条を第 8 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（個人の県民税の減免）

第 9 条 個人の県民税の減免については、地方税法第 45 条の規定により、個人の市民税に準じて減免するものとする。

（森林環境税の免除申請手続等）

第 10 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 300

号) 第3条に規定する申請書は、市(県) 民税・森林環境税減免等申請書(様式第1号) とする。

2 法に定めるもののほか、森林環境税の免除については、第3条、第7条及び第8条に規定する個人の市民税の減免の例によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、市税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第3条又は」を削り、「市税の」を「固定資産税及び都市計画税の」に、「市税減免申請書(様式第1号)」を「固定資産税・都市計画税減免申請書(様式第2号)」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第3条の規定により市(県) 民税及び森林環境税の減免を受けようとする者は、市(県) 民税・森林環境税減免等申請書(様式第1号) を市長に提出しなければならない。

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(減免の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、審査等を行い、減免の適否を決定し、納税義務者に通知しなければならない。

2 前項の適否を決定するに当たり、市長が必要と認めるときは、申請者に新たな書類等の提出又は提示を求めることができる。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(種別割の減免)

第5条 条例第90条第1項第1号に該当する軽自動車等のうち、市長において減免の必要があると認めるものは、賦課期日において、別表第2に定める障害の程度を有する者に係る軽自動車等とする。

2 条例第90条第1項第2号に該当する軽自動車等のうち、市長において減免の必要があると認めるものは、車椅子の昇降装置及び固定装置、浴槽その他の特別な装置を装着した、車体が特別な構造となっている軽自動車等とする。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

対象者	適用基準	減免額	添付書類																	
(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者	新たに生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合	当該年度納期末到来の全額	・生活保護証明書																	
(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	次のいずれかに該当する者であって、その年の世帯の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難(※)となった場合 ア 納税義務者本人の意思に反して職を失い、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による失業給付の終了後において、なお無職であり、申請の時に所得が皆無である者(早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年又は自己の都合による退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇を除く。) イ 倒産、破産又は廃業により職を失い、申請の時に所得が皆無である者 ウ 納税義務者が疾病又は負傷により、90日以上入院又は自宅療養が必要となり、申請の時に所得が皆無である者 エ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により、申請の時に所得が皆無である者	当該年度の所得割の額に、次の表の左欄に掲げる率に応じ右欄に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、納期末到来の額を限度とする。	・収入状況等調査票(様式第4号) ・解雇通知書、退職証明書等の写し ・雇用保険受給資格者証明書の写し ・廃業届等の写し ・免責確定証明書の写し																	
		<table><tr><th>世帯の合計所得金額の対前年減少率(見込)</th><th>減免割合</th></tr><tr><td>100%</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>90%以上100%未満</td><td>100分の90</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>100分の70</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>100分の60</td></tr><tr><td>50%以上60%未満</td><td>100分の50</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>なし</td></tr></table>		世帯の合計所得金額の対前年減少率(見込)	減免割合	100%	100分の100	90%以上100%未満	100分の90	80%以上90%未満	100分の80	70%以上80%未満	100分の70	60%以上70%未満	100分の60	50%以上60%未満	100分の50	50%未満	なし	
		世帯の合計所得金額の対前年減少率(見込)		減免割合																
		100%		100分の100																
		90%以上100%未満		100分の90																
		80%以上90%未満		100分の80																
		70%以上80%未満		100分の70																
		60%以上70%未満		100分の60																
50%以上60%未満	100分の50																			
50%未満	なし																			
(3) 学生及び生徒	賦課期日において地方税法第314条の2第1項第9号に該当する勤労学生であって、申請の時	当該年度納期末到来の全額	・学生証の写し ・学費の領収書等の写し																	

	に引き続き学生又は生徒である者が、前年中の所得を学費に充てた場合		
(4) 災害等	災害被害者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日付け自治税企第12号自治事務次官通知）の基準による。		・罹災証明書 ・位置図 ・その他市長が必要と認める書類
(5) その他特別の事情がある者	前各号に準ずるものとして市長が認める場合	市長が必要と認める額	・市長が必要と認める書類

※「生活が著しく困難」かどうかは、預貯金及び預貯金以外の資産により確認する。世帯の預貯金額の合計が基準額（生活保護法の規定の適用があるものとして生活扶助、教育扶助、住宅扶助について同法第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯員の需要の額の合計額に1.155を乗じて得た額）に3を乗じて得た額より大きい場合は、減免を適用しない。また、預貯金以外の資産の評価額の合計が納期末到来分の税額よりも大きい場合は、減免を適用しない。

別表第 2 (第 5 条関係)

区分				障害の程度	
				本人が 運転する場合	本人以外が 運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1 から 4		
	戦傷病者	項症	特別から 4		
聴覚障害	身体障害者	級	2 ・ 3		
	戦傷病者	項症	特別から 4		
音声機能障害(こう頭摘出に限る。)	身体障害者	級	3	—	
	戦傷病者	項症	特別から 2		
平衡機能障害	身体障害者	級	3		
	戦傷病者	項症	特別から 4		
上肢不自由	身体障害者	級	1 ・ 2		
	戦傷病者	項症	特別から 3		
下肢不自由	身体障害者	級	1 から 6	1 から 3	
		戦傷病者	項症	特別から 6	特別から 3
			款症	1 から 3	—
体幹不自由	身体障害者	級	1 から 3 ・ 5	1 から 3	
		戦傷病者	項症	特別から 6	特別から 4
			款症	1 から 3	—
乳幼児期以前の非進行性の脳病変 による運動機能障害	身体障害者	上肢機能	級	1 ・ 2	
		移動機能		1 から 6	1 から 3
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1 ・ 3		
	戦傷病者	項症	特別から 3		
肝臓機能障害	身体障害者	級	1 から 3		
	戦傷病者	項症	特別から 3		
免疫機能障害	身体障害者	級	1 から 3		
知的障害者				A 1 ・ A 2	
精神障害者				1 級（自立支援医療受給者証を受けて いる人）	

様式第 2 号中「様式第 2 号 (第 5 条関係)」を「様式第 3 号 (第 6 条関係)」に改め、「御所市税」の次に「等」を加え、「第 5 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同様式を様式第 3 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

（宛先）御所市長

申請者 住所
氏名

収入状況等調査票

下記のとおり、世帯の収入状況等について偽りのないことを誓約し、申告します。

【収入状況（見込）】

対象となる年						収入状況等の 対象者氏名					
該当月				1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	6 月分		
収入状況（見込）	収入額	事業	営業								
			農業								
		不動産									
		給与									
		公的年金									
		その他（ ）									
		小計（ア）									
	必要経費	事業	営業								
			農業								
		不動産									
		その他（ ）									
		小計（イ）									
	差引実収入月額（ア－イ）										
該当月				7 月分	8 月分	9 月分	10 月分	11 月分	12 月分		
収入状況（見込）	収入額	事業	営業								
			農業								
		不動産									
		給与									
		公的年金									
		その他（ ）									
		小計（ア）									
	必要経費	事業	営業								
			農業								
		不動産									
		その他（ ）									
		小計（イ）									
	差引実収入月額（ア－イ）										

(裏)

【資産保有状況】

1. 建物	面 積：	4. 各種保険	
	所在地：	契約会社：	
	名義人：	契 約 者：	
2. 土地		保険種類：	
○宅地	面 積：	満 期 日：	
	所在地：	保険金額：	
	名義人：	5. 預貯金	
○田畑	面 積：	①名義人：	金融機関：
	所在地：	口座番号：	金額：
	名義人：	②名義人：	金融機関：
○山林	面 積：	口座番号：	金額：
	所在地：	③名義人：	金融機関：
	名義人：	口座番号：	金額：
○その他	面 積：	6. 現金	
	所在地：	金額：	
	名義人：	7. 有価証券	
3. 自動車（四輪・二輪・その他特殊自動車等）		評価額：	
①名義人：	車種：	8. 貴金属	
排 気 量：	年式：	評価額：	
②名義人：	車種：	9. その他金銭に換価できる資産	
排 気 量：	年式：		
③名義人：	車種：		
排 気 量：	年式：		
添付書類			
☐ 預金通帳の写し		☐ 固定資産税納税通知書の写し	
☐ （軽）自動車税納税通知書の写し		☐ 車検証の写し	
☐ 名寄帳の写し		☐ 保険契約内容の分かる書類	
☐ その他（ ）			
備考（特別な支出や収入状況・資産保有状況について補足事項があればご記入下さい。）			

様式第1号中「様式第1号（第5条関係）」を「様式第2号（第6条関係）」に、「前年度総所得金額（申告分）又は（評価額）」を「評価額」に改め、同様式を様式第2号とする。

附則の次に次の1様式を加える。

年 月 日

（宛先）御所市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

市（県）民税・森林環境税減免等申請書

下記の事由により〔市（県）民税の減免 ・ 森林環境税の免除 〕を受けたいので、必要資料を添えて申請します。

記

納税 義務者	住所(居所) 又は所在地			
	(フリガナ) 氏 名 又は名称及び代表者	()	生年 月 日	年 月 日
	個人番号 又は法人番号			
対象年度		年度		
減免等区分		☐ 生活保護 ☐ 著しい収入減少 ☐ 学生及び生徒 ☐ その他() ☐ 災害 ☐		
対象税額				
減免等を受けようとする事由		(具体的に詳しく記入して下さい。)		
添付書類		(減免等を受けようとする事由を証明する書類)		

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式用の紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

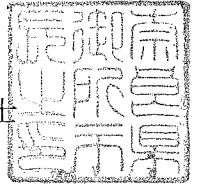


御所市規則第 1 4 号

御所市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

御所市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 1 8 年御所市規則第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

本則中「8 1, 2 9 0 円」を「8 5, 4 9 0 円」に、「4 0, 6 0 0 円」を「4 2, 7 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の御所市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

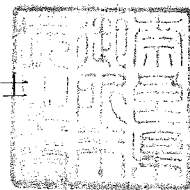


御所市告示第53号

御所市1か月児健康診査実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市1か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく出産後概ね1か月を経過した乳児が受診する健康診査（以下「健診」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 健診の実施主体は、御所市とする。

(対象者)

第3条 健診の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が特に必要を認める場合は、この限りでない。

- (1) 健診を受診する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 出生後28日から6週間までの乳児であること。

(委託医療機関等)

第4条 健診の実施は、次に掲げる者（「委託医療機関等」という。）に委託して行うものとする。

- (1) 一般社団法人奈良県医師会の会員が開設又は管理する医療機関
- (2) 一般社団法人奈良県助産師会の会員が開設又は管理する助産所

(利用回数)

第5条 健診の利用回数は、対象者1人につき1回とする。

(委託料)

第6条 健診の実施にかかる委託料は、健診1回につき、当該健診に要した費用とし、6,000円を上限とする。

(実施内容)

第7条 健診の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体発育状況
- (2) 栄養状態
- (3) 疾病及び異常の有無
- (4) 育児上問題となる事項

(受診券の交付)

第8条 市長は、法第15条に規定による妊娠の届出（以下「妊娠の届出」という。）

を受理したときは、当該届出をした者に対し、別に定める1か月健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、既に他の市町村において妊娠の届出を済ませた妊婦又は産婦が受診券の交付を希望する旨を申し出た場合は、当該届出の内容を審査し、適当と認めたときは受診券を交付するものとする。

（受診方法）

第9条 対象者の保護者は、必要事項を記入した受診券を委託医療機関等に提出し、受診するものとする。

- 2 前項の規定により健診を受診した対象者の保護者は、受診に要した費用から第6条に規定する委託料を控除した額を委託医療機関等に支払うものとする。

（費用の請求及び支払）

第10条 委託医療機関等は、健診を実施したときは、健診を実施した日の属する月の翌月の10日までに、別に定める請求書に受診券を添付し、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、第6条に規定する金額を委託料として委託医療機関等へ支払うものとする。

（委託医療機関等以外の受診）

第11条 市長は、対象者が委託医療機関等以外の医療機関又は助産所で健診を受診した場合は6,000円を上限として、当該健診に要した費用を助成するものとする。

- 2 前項の規定による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出産日の翌日から起算して1年を経過する日までに御所市1か月児健康診査費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1） 健診費用の支払に係る領収書の写し又は健診費用が確認できる書類

（2） 母子健康手帳等の健診を受診したことが確認できる部分の写し

（3） 振込先口座が確認できる通帳等の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。この場合において、交付決定の通知は、当該助成金の支払をもってこれに代えるものとする。

- 5 市長は、第3項の規定により助成金の不交付を決定したときは、御所市1か月児健康診査費用助成金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施した健診について適用する。

年 月 日

（宛先）御所市長

（申請者）住所

氏名

印

電話番号

御所市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請書兼請求書

御所市 1 か月児健康診査実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり申請し、請求します。

対象者（乳児）氏名			生年月日	年 月 日
1 か月児健康診査を受けた医療機関				
健診実施日	年 月 日			
健診費用	円			
交付申請 （請求）金額	円			
振込先口座	金融機関名		店 名	
	預金種別	普通 ・ 当座	フリガナ	
	口座番号		口座名義	

【添付書類】

- （１） 1 か月児健康診査に係る領収書の写し又は健診費用が確認できる書類
- （２） 母子健康手帳等（1 か月児健康診査を受診したことが確認できる部分）の写し
- （３） 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- （４） その他市長が必要と認める書類

【同意事項】

1 か月児健康診査費用の助成のために、本申請書の記載事項について、市が関係機関等に対し調査を行うことに同意します。

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長

印

御所市 1 か月児健康診査費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 1 か月児健康診査費用の助成について、下記のとおり不交付と決定しましたので、御所市 1 か月児健康診査実施要綱第 1 1 条第 5 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

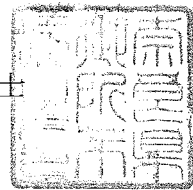


御所市告示第54号

御所市高齢者带状疱疹ワクチン接種事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市高齢者带状疱疹ワクチン接種事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の带状疱疹の発症及び重症化の予防を図るため、高齢者带状疱疹ワクチン接種事業（以下「予防接種」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の対象者は、市内に住所を有し、予防接種を希望する者で、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの

(実施)

第3条 予防接種は、市が業務を委託する医療機関（以下「医療機関」という。）において実施する。

(費用の請求等)

第4条 医療機関は、予防接種を実施したときは、高齢者带状疱疹ワクチン接種委託料請求書（別記様式）に予診票を添付し、予防接種を実施した日の属する月の翌月の10日までに、市長に請求するものとする。

2 市長は、医療機関から費用の請求があったときは、内容を審査し、請求日から1月以内に支払うものとする。

(自己負担の徴収)

第5条 次に掲げる予防接種に係る自己負担金については、医療機関の窓口において徴収する。ただし、接種対象者が住民税非課税世帯に属する者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者は無料とする。

(1) 不活化ワクチン(2回接種) 1回につき6,000円

(2) 生ワクチン(1回接種) 2,500円

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「65歳の者」とあるのは、「令和7年3月31日において100歳以上の者又は同年4月1日から令和8年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる者」とする。

3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

別記様式(第4条関係)

高齢者带状疱疹予防接種委託料請求書

金 _____ 円

但し、 _____ 年 _____ 月分

《接種費用》

シングリックス	有料	65歳以上	円 × 件 = 円
		※60歳以上 65歳未満	円 × 件 = 円
	無料	65歳以上	円 × 件 = 円
		※60歳以上 65歳未満	円 × 件 = 円
	未接種時 診察料	円 × 件 = 円	
乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」	有料	65歳以上	円 × 件 = 円
		※60歳以上 65歳未満	円 × 件 = 円
	無料	65歳以上	円 × 件 = 円
		※60歳以上 65歳未満	円 × 件 = 円
	未接種時 診察料	円 × 件 = 円	

※予診票の右上に「60歳以上65歳未満」と記載している場合にご記入ください。

上記のとおり請求します。

(宛 先) 御 所 市 長

年 月 日

住 所

医療機関名

医 師 名

印

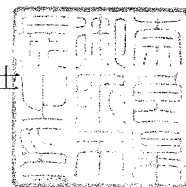


御所市告示第55号

御所市ふるさと創生奨学金給付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市ふるさと創生奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、御所市ふるさと創生奨学金(以下「奨学金」という。)を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 保護者(対象者の主たる生計維持者をいう。以下同じ。)が本市に住所を有すること。ただし、市長が認める場合については、この限りでない。
- (2) 対象者、対象者の属する世帯の世帯全員及び保護者が住民税を課税されていないこと。
- (3) 次のいずれかに在学していること。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学、高等学校、高等専門学校若しくは中等教育学校(後期課程)又は特別支援学校の高等部

イ 法第124条に規定する専修学校

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構若しくはその他の組織からの学資の貸付け又は給付を受けている者及び奈良県高等学校等奨学金制度若しくはその他の奨学金制度を利用している者については、対象者とししないものとする。

(給付)

第3条 奨学金の給付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学(短期大学を含む。)及び専門学校(専修学校専門課程)

月額20,000円

- (2) 前号を除く第2条第1項で規定する学校 月額15,000円

(申請の手続き)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御所

市ふるさと創生奨学金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月1日から同月30日まで（以下「申請期間」という。）に市長に申請しなければならない。ただし、入学時期が申請期間内でない場合は、随時市長に申請できるものとする。

- （1） 在学証明書
- （2） 成績証明書（前年度在学者のみ）
- （3） その他市長が必要と認める書類
（給付決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、給付の可否を決定し、その旨を御所市ふるさと創生奨学金給付決定通知書（様式第2号）又は御所市ふるさと創生奨学金不給付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（給付方法）

第6条 奨学金は、第3条に規定する月額に6月を乗じて得た額をそれぞれ5月及び10月に給付する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定による申請に係る初回の給付については、第3条に規定する月額に次の各号の区分に応じ、当該各号に定める月数を乗じて得た額を随時給付する。

- （1） 5月1日から9月30日までに入学した場合 入学の日の属する月から9月までの月数
- （2） 10月1日から当該年度の末日までに入学した場合 入学の日の属する月から当該年度の末日の属する月までの月数

（給付期間）

第7条 奨学金の給付期間は、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の在学する学校の正規の修業年限とする。

（報告）

第8条 市長は、奨学金の給付に関し必要と認めるときは、奨学生に対し、就学状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 奨学生は、住所、就学状況等重要な事項に異動があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（取消及び停止）

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生の給付を取り消すものとする。

- （1） 死亡したとき。
- （2） 第2条に該当しなくなったとき。
- （3） 前条第1項に規定する報告の求めに応じないとき。

(4) その他奨学金を必要としない理由が生じたとき。

2 市長は、奨学生が傷病その他やむを得ない理由により休学したときは、その期間の給付を停止することができる。

3 市長は、前2項の規定により取消し又は停止を決定したときは、御所市ふるさと創生奨学金給付取消・停止通知書(様式第4号)により奨学生に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けた者があるときは、給付決定を取り消し、既に給付した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長 印

御所市ふるさと創生奨学金給付決定通知書

御所市ふるさと創生奨学金給付要綱第 5 条によりあなたに奨学金の給付を決定したので通知します。

記

給付金額 _____ 円

前期（5 月）・後期（10 月）の 2 期に分けて給付します。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長 印

御所市ふるさと創生奨学金不給付決定通知書

御所市ふるさと創生奨学金給付要綱第5条により、提出のあった申請書及び書類を審査したところ、下記の理由により給付しないことを決定しましたので通知します。

理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御所市長 印

御所市ふるさと創生奨学金給付取消・停止通知書

あなたに給付している奨学金は、 年 月 日で取消・停止したので
御所市ふるさと創生奨学金給付要綱第 9 条第 3 項により通知します。



御所市告示第56号

御所市公的病院等運営支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市公的病院等運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、市内の公的病院等に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、御所市補助金交付規則(平成13年御所市規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公的病院等」とは、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。)第2条第1項第1号の表第45号に規定する公的病院等であって、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定により告示された病院をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の公的病院等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、公的病院等の運営に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第43号の規定により同令第2条第1項第1号の表第45号の項算定方法の欄第3号に準じ算出した額の範囲内で市長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする公的病院等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 救急病床数が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める者に対して、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた公的病院等は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



御所市告示第57号

御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聴力機能の低下により日常生活に支障が見られる難聴高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、御所市補助金交付規則（平成13年御所市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の申請の日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている満65歳以上の者であって、現に市内に居住しているもの
- (2) 聴力レベルが次のいずれかに該当する者
 - ア 両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満
 - イ 一耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他耳の聴力レベルが70デシベル以上
- (3) 耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下「医師」という。）により補聴器の装用が必要と判断された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としてしない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等に該当する者
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けている者
- (4) 過去にこの告示による助成金の交付を受けている者
- (5) 市税に滞納のある者

(助成対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器（以下「助成対象補聴器」という。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器の指定を受けた補聴器とする。

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象補聴器本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、附属品単体での購入費用、診察料、検査料、文書料、送料その他市長が助成の対象に適さないと認めたものについては助成の対象としない。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、20,000円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて購入日の翌日から起算して6月以内に市長に提出するものとする。

（1） 医師が申請者の聴力検査を実施した上で記載した、御所市難聴高齢者補聴器購入費助成医師意見書（様式第2号）（購入日の前3月以内に発行されたものに限る。）

（2） 仕様書等（補聴器の型番が記載されている書類）

（3） 補聴器本体の金額が確認できる書類

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1） 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 補聴器を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したとき。

（3） この告示の規定に違反したとき。

（4） その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に購入した補聴器について適用する。

年 月 日

（宛先）御所市長

（申請者）住所

氏名

印

電話番号

御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書

御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請し、請求します。

助成対象者	住 所	御所市	電話番号	
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
身体障害者 手帳の有無		【聴覚障害のみ】 無 ・ 有 (級)		
購入機種		製造会社	製品名	
		種類 【箱型・耳掛型・耳穴式・その他 ()】		
購入日		年 月 日	購入金額	円
助 成 金 申請（請求）額		円		
振込先	金融機関			
	店名		預金種目	1. 普通 2. 当座
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義人			

【添付書類】

- (1) 医師が作成した御所市難聴高齢者補聴器購入費助成医師意見書（様式第2号）
- (2) 仕様書等（補聴器の型番が記載されている書類）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

【同意・誓約事項】

- 1 助成金の交付のために、次の事項について、市が関係機関等に対し調査を行うことに同意します。
 - (1) 市税の滞納について
 - (2) 本申請書の記載事項について
- 2 助成金の対象となる補聴器の購入について、他の自治体等から同種の助成等を受けていないことを誓約します。

助成対象者署名欄

様式第2号（第6条関係）

御所市難聴高齢者補聴器購入費助成医師意見書

①住所			
②氏名		③生年月日	年 月 日
④現在の症状			
⑤現在の聴力レベル	確認のため、☐へチェックしてください。 ☐ 両耳の聴力レベルが50 dB以上70 dB未満 ☐ 一耳の聴力レベルが30 dB以上かつ他耳の聴力レベルが70 dB以上		
⑥補聴器の必要性 (該当部分にレ点)	右 (☐ 必要 ☐ 不要)	左 (☐ 必要 ☐ 不要)	
その他特記事項			
上記のとおり意見する。 年 月 日 医療機関名 所在地 医師名 電話番号			

※ 医師の方へ 裏面の確認をお願いします。

医師意見書作成にあたっての留意事項

1. 意見書の作成は、耳鼻咽喉科を主として担当する医師が記載してください。
2. 難聴高齢者補聴器購入費助成対象は、医師が補聴器装用の必要性を認める 65 歳以上の高齢者のうち、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが 50db から 70db 又は一側耳の聴力レベルが 30db 以上かつ他側耳の聴力レベルが 70db 以上の場合となります。
3. 聴力測定は純音オーディオメータ検査により、聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツの純音に対する聴力レベル（db 値）をそれぞれ A、B、C とした場合、次の算式により算定した数値としてください。

$$\frac{A+2B+C}{4}$$

4. 表面の①～⑥は必ず記載をお願いします。

第 号
年 月 日

様

御所市長 印

御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定しましたので、御所市難聴高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件（交付の場合のみ）
- 4 不交付の理由（不交付の場合のみ）
- 5 備考



御所市告示第58号

御所市危険木伐採事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市危険木伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、倒木による被害から人命及び財産を保護するため、危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において御所市危険木伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、御所市補助金交付規則（平成13年御所市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「危険木」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林（同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。）内に存する立木であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地上1.2メートルの高さにおける直径が20センチメートル以上で樹高が5メートル以上のもの
- (2) 倒木により当該立木の所有者又はその同一世帯の者以外のものの人命又は動産若しくは不動産に被害を与えるおそれのあるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある動産又は不動産の所有者又は管理者であって、当該危険木の所有者から伐採等の承諾を受けているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 当該危険木の伐採等について、他の団体から補助金その他の助成措置を受ける者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の民有林における危険木の伐採等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の委託に要する経費とする。

2 伐採等した危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御所市危険木伐採事業補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 収支予算書
- （2） 委託に要する経費の見積書の写し（2者以上）
- （3） 危険木の売却額の見積書の写し（該当する場合に限る。）
- （4） 危険木の位置図
- （5） 事業実施前の写真
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、申請日の属する年度において申請者（同一世帯の者を含む。）1人につき1回限りとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な指示又は条件を付けることができる。

（実績報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- （3） 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- （4） 事業完了後の写真
- （5） 危険木の売却額が分かる書類等の写し（該当する場合に限る。）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（書類の保存）

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

（申請者）

住所

氏名

電話番号

御所市危険木伐採事業補助金交付申請書

御所市危険木伐採事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

事業実施箇所	御所市
補助金交付申請額	金 円
危険木の状況	胸高直径 樹高
想定される被害	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	(1) 収支予算書 (2) 見積書の写し(2者以上) (3) 危険木の売却額の見積書の写し(該当する場合に限る。) (4) 危険木の位置図 (5) 事業実施前の写真 (6) その他市長が必要と認める書類

所有者の承認（申請者と危険木の所有者が異なる場合）

申請者が上記のとおり私の所有する危険木の伐採等を行うことを承認する。

年 月 日

所有者氏名

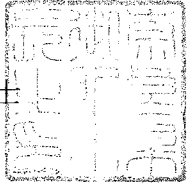


御所市告示第59号

御所市し尿汲取手数料等協議会要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀 士



御所市し尿汲取手数料等協議会要綱

(設置)

第1条 本市におけるし尿汲取手数料等の適正化について協議するため、御所市し尿汲取手数料等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、提言する。

- (1) し尿汲取手数料及び浄化槽清掃料金の適正化に関すること。
- (2) その他し尿汲取及び浄化槽清掃に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 環境衛生部長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は環境衛生部長をもって充て、副会長は会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。



御所市規則第17号

御所市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
御所市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年御所市規則第15号)の一部
を次のように改正する。

第10条中「7条の3」を「7条の2」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

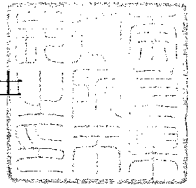


御所市条例第22号

御所市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市税条例の一部を改正する条例

御所市税条例（昭和57年御所市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第33条の2中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の御所市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



御所市条例第23号

御所市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御所市国民健康保険税条例（昭和35年御所市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

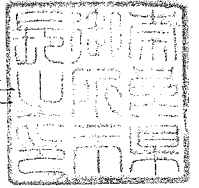
- 2 この条例による改正後の御所市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

御所市規則第 15 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

御所市長 山 田 秀 士



給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 33 年御所市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の 2 を次のように改める。

（届出）

第 3 条の 2 の 2 新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、市長が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 3 条の 2 の 5 第 1 項中「条例第 7 条の 3 第 2 項」を「条例第 7 条の 2 第 2 項」に改め、同条を第 3 条の 2 の 6 とする。

第 3 条の 2 の 4 を第 3 条の 2 の 5 とし、第 3 条の 2 の 3 を第 3 条の 2 の 4 とし、第 3 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（支給の始期及び終期）

第 3 条の 2 の 3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からのその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 3 条の 3 中「条例第 7 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

第 4 条の 6 第 1 号、第 4 条の 8 第 4 項及び第 4 条の 10 第 2 項中「55,000 円」を「150,000 円」に改める。

第 7 条 2 号イを削り、ウをイとする。

第 11 条第 1 項第 1 号を削り、第 2 号及び第 3 号を 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

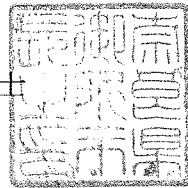


御所市規則第16号

御所市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

御所市長 山田 秀士



御所市事務分掌規則の一部を改正する規則

御所市事務分掌規則（平成26年御所市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部中「財政課 財政係」を「行革財政課 行革財政係」に改め、同条の表企画政策部の部企画政策課の項中「広報広聴係」の次に「、地域振興係」を加え、同部まちづくり推進課の項中「、開発調整係」を削り、同条の表市民協働部の部中「地域協働安全課 自治安全係、防災係」を「保険課 保険第1係、保険第2係 に改め、危機管理課 危機管理係、消防係」

め、同条の表健康福祉部の部保険課の項を削り、同条の表産業建設部の部農林商工課の項中「農政係」を「農林係」に改める。

第3条の表財政課の部中「財政課」を「行革財政課」に、「財政係」を「行革財政係」に改め、同部財政係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 行財政改革の推進に関すること。

第4条の表企画政策課の部企画係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同部広報広聴係の項の次に次のように加える。

地域振興係

- （1） 自治振興に関すること。
- （2） 行政区域及び住居表示町名地番に関すること。
- （3） 町・字の区域の新設等届出及び告示に関すること。
- （4） コミュニティ施設に関すること。
- （5） 市民への臨時的な給付金に関すること。

第4条の表観光振興課の部観光係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表まちづくり推進課の部都市計画係の項第13号中「宅地造成事業等の指導及び副申」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同項第14号の次に次の2号を加える。

- （15） 大型商業施設等関連企業の開発行為に伴う関係機関との連絡調整に関すること。
- （16） 土地区画整理事業の調査及び計画策定に関すること。

第4条の表まちづくり推進課の部開発調整係の項を削る。

第5条の表市民課の部窓口係の項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 支援措置に関すること。

第5条の表市民課の部戸籍係の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 戸籍の附票に関する事。

第5条の表市民課の部の次に次のように加える。

保険課

保険第1係

- (1) 国民健康保険事業の企画運営に関する事。
- (2) 国民健康保険事業特別会計の財政運営に関する事。
- (3) 国民健康保険の給付に関する事。
- (4) 国民健康保険被保険者の資格に関する事。
- (5) その他国民健康保険に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

保険第2係

- (1) 心身障害者、子ども、ひとり親家庭等及び重度心身障害老人等の医療費の助成に関する事。
- (2) 福祉医療費の貸付けに関する事。
- (3) 未熟児養育医療の給付に関する事。
- (4) 後期高齢者医療に関する事。
- (5) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。

第5条の表地域協働安全課の部を次のように改める。

危機管理課

危機管理係

- (1) 防犯に関する事。
- (2) 暴力排除に関する事。
- (3) 交通安全対策に関する事。
- (4) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (5) 防災に関する事
- (6) 防災会議及び地域防災計画に関する事。
- (7) 国民保護協議会及び国民保護計画に関する事。
- (8) 防災センターの管理運営に関する事。
- (9) 防災交流館の管理運営に関する事。

消防係

- (1) 消防団に関する事。
- (2) 奈良広域消防組合との連絡調整に関する事。
- (3) 消防相互応援に関する事。
- (4) 消防水利施設の整備に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第7条の表保険課の部を削り、高齢対策課の部高齢対策係の項第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 介護予防センターの管理運営に関する事。
- (7) 老人憩いの家の管理運営に関する事。
- (8) 老人福祉センターの管理運営に関する事。

第8条の表住宅課の部住宅係の項第6号中「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理

組合」を「住宅新築資金等貸付金の回収管理」に改め、同表農林商工課の部中「農政係」を「農林係」に改め、同部商工・企業系の項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 御所市産業交流拠点施設の管理、運営に関すること。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「、次長」を削り、同条を第15条とする。

第17条第1項中「、次長」を削り、同条を第16条とする。

第18条を第17条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課等に所属する職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部課等に所属すべき職員として辞令を発せられたものとみなす。

旧所属	新所属
健康福祉部 保険課	市民協働部 保険課

(御所市公印規則の一部改正)

3 御所市公印規則（平成23年御所市規則第27号）の一部を次のように改正する。
別表保管課(かい)の欄中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

(御所市管理職手当支給規則の一部改正)

4 御所市管理職手当支給規則（平成3年御所市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長部局	部長 次長 参事	64,300円
------	----------------	---------

」を

「

市長部局	部長 参事	64,300円
------	----------	---------

」に、

「

教育委員会事務局	課長補佐 指導主事	34,600円
----------	--------------	---------

」を

「

教育委員会事務局	課長補佐	34,600円
----------	------	---------

」に改める。

(御所市予算規則の一部改正)

- 5 御所市予算規則（昭和39年御所市規則第5号）の一部を次のように改正する。
本則中「財政課長」を「行革財政課長」に改める。

(御所市会計規則の一部改正)

- 6 御所市会計規則（昭和45年御所市規則第7号）の一部を次のように改正する。
第9条第5項、第27条(見出しを含む。)及び第57条第3項中「財政課長」を「行革財政課長」に改める。

別表第1中企画政策課長の項を次のように改める。

企画政策課長	1 所管に係る使用料及び手数料の収納
	2 所管に係る給付金返還金の収納
	3 所管に係る物品の出納保管

別表第1中「財政課長」を「行革財政課長」に、「地域協働安全課長」を「危機管理課長」に改め、教育委員会教育総務課長の項の次に次のように加える。

教育委員会新しい学校づくり推進課長	所管に係る物品の出納保管
-------------------	--------------

別表第2中企画政策課各係長の項を次のように改める。

企画政策課各係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納
	2 所管に係る給付金返還金の収納

別表第2中地域協働安全課防災係長及び係員の項中「地域協働安全課防災係長」を「危機管理課危機管理係長」に改める。

様式第5号及び第33号中「財政課長」を「行革財政課長」に、「財政係」を「行革財政係」に改める。

(御所市生活安全推進協議会規則の一部改正)

- 7 御所市生活安全推進協議会規則（平成10年御所市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

(御所市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の一部改正)

- 8 御所市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則（昭和57年御所市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「地域協働安全課職員」を「危機管理課職員」に改める。

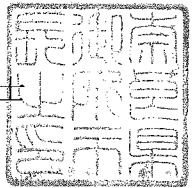


御所市訓令甲第2号

御所市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

御所市長 山 田 秀 士



御所市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(御所市事務決裁規程の一部改正)

第1条 御所市事務決裁規程(昭和57年御所市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「専決者」を「市長以外の者」に改め、同条第5号中「副市長、教育長、部長、参事、議会事務局長、教育委員会事務局長、次長、課長、事務局長及び課長補佐」を「第4条から第9条までの規定により専決することができる者」に改め、同条第6号中「御所市規則第3号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、同条第8号を削り、同条第9号中「御所市事務分掌」を削り、同号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 「部長等」とは、部長及び参事をいう。

第2条第12号中「御所市事務分掌」を削り、同条第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 「室長」とは、規則第12条第4項に規定する室長をいう。

第5条の見出し中「部長」を「部長等」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第5条の2を削る。

第6条第2項の表財政課長の項中「財政課長」を「行革財政課長」に改め、企画政策課長の項に次のように加える。

(6) 自治会等関係団体の連絡調整に関すること。

第6条第2項の表市民課長の項の次に次のように加える。

保険課長

(1) 国民健康保険被保険者資格の認定に関すること。

(2) 国民健康保険の保険給付の決定に関すること。

(3) 国民健康保険の保健事業及び啓発の実施に関すること。

(4) 福祉医療費助成対象者資格の認定及び医療証の交付に関すること。

(5) 福祉医療費の貸付けの決定及び償還に関すること。

(6) 後期高齢者医療保険の資格及び給付申請に関すること。

(7) 後期高齢者医療保険料の徴収、督促、公示送達及び過誤納金に関すること。

第6条第2項の表地域協働安全課長の項中「地域協働安全課長」を「危機管理課長」に改め、同項中第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項の表保険課長の項を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主幹又は室長を設置する課においては、主幹又は室長が掌理する事務に係る課長専決事項については、主幹又は室長が専決することが

できる。

第10条第2項を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

(合議)

第11条 別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める者に合議しなければならない。

- (1) その事務が人事に関するもの 人事課長
- (2) その事務が市政の総合的な企画又は開発に関するもの 企画政策課長
- (3) その事務が組織に関するもの 人事課長
- (4) その事務が法令、例規等に関するもの 総務課長
- (5) その事務が財務、将来の財政的負担等予算の編成又は予備費の充用に関するもの 行革財政課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その事務が他課に関連するもの 関係事務主管課長

2 前項の規定により合議をする場合においては、その内容により必要に応じ、関連する部長又は参事の合議を受けるものとする。

(代理決裁)

第12条 市長又は専決者が不在のときは、次の表に掲げる第1順位の者が代理決裁（以下「代決」という。）をすることができる。この場合において、第1順位の者が不在のとき又はこれらの職が置かれていないときは、同表の第2順位の者が代決をすることができる。

決裁者	第1順位	第2順位
市長	副市長	部長
副市長	部長	参事
部長	参事	課長、主幹又は室長
参事	課長、主幹又は室長	課長補佐又は当該事項を主管する係長
課長	主幹又は室長	課長補佐又は当該事項を主管する係長
主幹又は室長	課長補佐	当該事項を主管する係長

(御所市文書取扱規程の一部改正)

第2条 御所市文書取扱規程（平成19年御所市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、次長」を削る。

様式第4号中「次長」を削る。

(御所市法令審査会規程の一部改正)

第3条 御所市法令審査会規程（平成22年御所市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「財政課」を「行革財政課」に改める。

(御所市防災会議運営規程の一部改正)

第4条 御所市防災会議運営規程（昭和40年御所市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

（御所市災害対策本部規程の一部改正）

第5条 御所市災害対策本部規程（平成19年御所市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号を削る。

第4条第1項中「、奈良県広域消防組合御所消防署長及び御所市消防団長」を削る。

第5条第1項中「、奈良県広域消防組合御所消防副署長及び御所市消防団副団長」を削る。

別表安全対策部(市民協働部長)の項中「地域協働安全課長」を「危機管理課長」に、
「(市民課長)」「(市民課長)」

(人権施策課長)を(保険課長)に改め、
」(人権施策課長)」

同表総務部(総務部長)の項中「財政課長」を「行革財政課長」に改め、

同表福祉部(健康福祉部長)の項中「(保険課長)を「(福祉課長)に改め、
(福祉課長)」

同表水道部(水道局長)の項を削り、同表教育部(教育委員会事務局長)の項中
「(教育総務課長)」「(教育総務課長)」

(学校教育課長)を(新しい学校づくり推進課長)に改める。
」(学校教育課長)」

同表消防部(御所消防署長)(御所市消防団長)の項を削り、同表備考第2項中「次長及び」を削る。

（御所市国民保護協議会運営規程の一部改正）

第6条 御所市国民保護協議会運営規程（平成18年御所市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

（御所市法定外税検討委員会規程の一部改正）

第7条 御所市法定外税検討委員会規程（平成14年御所市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「財政課」を「行革財政課」に改める。

（御所市感染症及び家畜伝染病防疫対策本部規程の一部改正）

第8条 御所市感染症及び家畜伝染病防疫対策本部規程（平成16年御所市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表総務班の項中「又は次長」を削り、「地域協働安全課」を「危機管理課」に改め、同表予防対策班の項中「水道局長」を削り、「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。